



《令和4年度》 瑞浪市地域防災計画新旧対照表 【一般編】

修正箇所 (頁)		修正案	現計画	備考
目次	i	第1章 総則 第1節 目的及び性格 第1項～第4項 (略) <u>第5項 計画の用語</u> <u>1</u>	第1章 総則 第1節 目的及び性格 第1項～第4項 (略) <u>(新規)</u>	
目次	ii	第3項 防災活動拠点の整備 <u>26</u> 第4項 危険なブロック塀等の撤去促進 26 <u>第5項 空き家等の状況の確認・措置</u> <u>26</u> 第4節 防災組織整備計画 27-1 第1項 非常参集体制の整備 27-1 第2項 応急活動マニュアルの作成 27-1 第3項 防災関係機関および民間事業者との連携・協力体制 27-1 第4項 男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制 の確立 27-2 第5項 感染症対策の視点を取り入れた防災対策の推進 27-2 <u>第6項 デジタル技術を活用した防災対策の推進</u> <u>27-2</u>	第3項 防災活動拠点の整備 <u>25</u> 第4項 危険なブロック塀等の撤去促進 26 <u>(新規)</u> 第4節 防災組織整備計画 27-1 第1項 非常参集体制の整備 27-1 第2項 応急活動マニュアルの作成 27-1 第3項 防災関係機関および民間事業者との連携・協力体制 27-1 第4項 男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制 の確立 27-2 第5項 感染症対策の視点を取り入れた防災対策の推進 27-2 <u>(新規)</u>	目次 の修 正
目次	iii	第15節 避難体制の確立 46-1 第1項～第2項 (略) 第3項 避難場所等の広報 46- <u>2</u> 第4項 避難所運営マニュアルの策定 46- <u>3</u> 第5項 避難情報の把握 46- <u>3</u> 第6項 他市町村への広域避難 46- <u>3</u> <u>第7項 感染症の自宅療養者等の避難</u> <u>46-4</u>	第15節 避難体制の確立 46-1 第1項～第2項 (略) 第3項 避難場所等の広報 46- <u>1</u> 第4項 避難所運営マニュアルの策定 46- <u>2</u> 第5項 避難情報の把握 46- <u>2</u> 第6項 他市町村への広域避難 <u>46-2</u> <u>(新規)</u>	目次 の修 正
目次	iv	第20節 要配慮者の安全確保対策 (略) 第21節～第22節 (略) 第23節 孤立地域防止対策の推進 第1項～第4項 (略) 第5項 孤立 <u>地域</u> 対策指針の推進 54-2	第20節 要配慮者の安全確保対策 (略) 第21節～第22節 (略) 第23節 孤立地域防止対策の推進 第1項～第4項 (略) 第5項 孤立 <u>集落</u> 対策指針の推進 54-2	目次 の修 正

<p>1 章 1 節</p>	<p>P1</p>	<p>第1章 総則 第1節 目的及び性格 第1項 目的 瑞浪市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づいて瑞浪市防災会議が策定した、市の防災に関わる総合的な計画です。風水害、地震、大規模事故等の災害を対象とし、災害予防計画から、災害応急対策、災害復旧計画を体系的に取りまとめています。 （以下、略） 第2項～第3項 （略） 第4項 計画の徹底 <u>第5項 計画の用語</u> <u>この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。</u></p> <p><u>(1) 市本部とは、瑞浪市災害対策本部をいいます。</u> <u>(2) 県計画とは、岐阜県地域防災計画をいいます。</u> <u>(3) 市本部長とは、瑞浪市災害対策本部長をいいます。</u> <u>(4) 災対法とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいいます。</u> <u>(5) 土砂災害防止法とは、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）をいいます。</u> <u>(6) 災害時とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合をいいます。</u> <u>(7) 要配慮者とは、一人暮らしや寝たきりの高齢者、障がい者、特別な医療を必要とする在宅医療者、外国人、乳幼児その他配慮を要する者をいいます。</u></p>	<p>第1章 総則 第1節 目的及び性格 第1項 目的 瑞浪市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。<u>以下「災対法」という。</u>）第42条の規定に基づいて瑞浪市防災会議が策定した、市の防災に関わる総合的な計画です。風水害、地震、大規模事故等の災害を対象とし、災害予防計画から、災害応急対策、災害復旧計画を体系的に取りまとめています。 （以下、略） 第2項～第3項 （略） 第4項 計画の徹底 <u>(新規)</u></p>	<p>用語 定義 修正 要旨 (13)</p>
----------------------------	-----------	---	--	---

<p>1章 2節 2項</p>	<p>P2～ P3</p>	<p>第2節 方針 第1項 (略) 第2項 基本方針</p> <p>瑞浪市地域防災計画の策定に当たっては、以下の内容を基本方針とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 災害予防計画、災害応急対策、災害復旧計画に分け、事前、災害発生直前・直後、災害後中長期のそれぞれの時期ごとに、市や関係機関がとるべき対策を整理して記載します。 ■ 「自らの生命は自ら守る」「みんなの地域はみんなで守る」という自助・共助の考え方のもと、市民一人一人の自覚と努力を促すため、市民や民間事業者が担うべき役割や責務、協力・連携のあり方について基本指針を示します。 ■ 災害の規模が大きくなればなるほど防災対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、減災対策（ハード・ソフト両面の対策）を組み合わせる実施し、災害時の被害の最小化を目指します。 ■ 複数の災害が同時又は連続して発生し、影響が複合化する複合災害の発生の可能性を認識し、そうした災害にも十分に対応できる余裕のある計画とします。また、計画を上回る災害が発生した場合でも、その効果が粘り強く発揮できるような計画とします。 ■ 多数の都道府県、市町村が災害の影響を受ける「超」広域災害の発生も考慮にいれ、そうした事態にも対処できる計画とします。 ■ 要配慮者<u>（一人暮らしや寝たきりの高齢者、障がい者、特別な医療を必要とする在宅療養者、外国人、乳幼児等）</u>に配慮した優先的な対策等、特別な配慮が必要な対策についても、その内容を明らかにします。 ■ 男女共同参画の考え方にに基づき、また、地域における生活者の多様な視点を防災対策に反映して地域防災力の向上を図る 	<p>第2節 方針 第1項 (略) 第2項 基本方針</p> <p>瑞浪市地域防災計画の策定に当たっては、以下の内容を基本方針とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 災害予防計画、災害応急対策、災害復旧計画に分け、事前、災害発生直前・直後、災害後中長期のそれぞれの時期ごとに、市や関係機関がとるべき対策を整理して記載します。 ■ 「自らの生命は自ら守る」「みんなの地域はみんなで守る」という自助・共助の考え方のもと、市民一人一人の自覚と努力を促すため、市民や民間事業者が担うべき役割や責務、協力・連携のあり方について基本指針を示します。 ■ 災害の規模が大きくなればなるほど防災対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、減災対策（ハード・ソフト両面の対策）を組み合わせる実施し、災害時の被害の最小化を目指します。 ■ 複数の災害が同時又は連続して発生し、影響が複合化する複合災害の発生の可能性を認識し、そうした災害にも十分に対応できる余裕のある計画とします。また、計画を上回る災害が発生した場合でも、その効果が粘り強く発揮できるような計画とします。 ■ 多数の都道府県、市町村が災害の影響を受ける「超」広域災害の発生も考慮にいれ、そうした事態にも対処できる計画とします。 ■ 要配慮者<u>（一人暮らしや寝たきりの高齢者、障がい者、特別な医療を必要とする在宅療養者、外国人、乳幼児等）</u>に配慮した優先的な対策等、特別な配慮が必要な対策についても、その内容を明らかにします。 ■ 男女共同参画の考え方にに基づき、また、地域における生活者の多様な視点を防災対策に反映して地域防災力の向上を図る 	<p>用語の定義</p>
-------------------------	-------------------	---	---	--------------

		<p>ため、防災に関する意思決定の現場への女性の参画の拡大を推進します。</p> <p>■ <u>この計画に基づく施策推進にあたっては、2015年9月の国連サミットで採択された国際社会が一丸となって2030年までに達成すべき持続可能な開発目標(SDGs)の観点を踏まえながら、取り組んでいきます。特に、目標11「住み続けられるまちづくりを」及び目標13「気候変動に具体的な対策を」を目指した取組みを推進します。</u></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>13 気候変動に具体的な対策を</p> </div> </div>	<p>ため、防災に関する意思決定の現場への女性の参画の拡大を推進します。</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>県計画への整合 (防災基本計画の修正) 修正 要旨 (1)</p>
3 節 1 項	P5～ P9	<p>第3節 前提条件</p> <p>第1項 自然条件</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 気象</p> <p>瑞浪市は、1年を通して、四季に恵まれた地域です。令和<u>3</u>年の平均気温は <u>15.4℃</u>で、6月から9月は平均気温が20℃を超える一方、<u>12</u>月から2月は5℃以下になります。令和<u>3</u>年の年間降水量は約 <u>2,000mm</u>で、<u>春から夏</u>にかけ降水量が多くなっています。<u>特に7月、8月は大雨の影響で顕著でした。</u></p> <p><u>令和3年の瑞浪市の気象</u> <u>*別紙第1のとおり変更する。</u></p>	<p>第3節 前提条件</p> <p>第1項 自然条件</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 気象</p> <p>瑞浪市は、1年を通して、四季に恵まれた地域です。令和<u>元</u>年の平均気温は <u>15.6℃</u>で、6月から9月は平均気温が20℃を超える一方、<u>1</u>月から2月は5℃以下になります。令和<u>元</u>年の年間降水量は約 <u>1,600mm</u>で、夏から秋にかけて降水量が多くなっています。</p> <p><u>令和元年の瑞浪市の気象</u></p>	<p>前提条件の修正 (自然条件)</p>
2 項		<p>第2項 社会条件</p> <p>1 人口・世帯</p> <p>瑞浪市の令和<u>4</u>年7月1日現在の人口は<u>36,351人(男17,720人、女18,631人)</u>、世帯数は<u>15,552世帯</u>となっています。人口の推移を見ると、平成15年以降、総人口は微減傾向にあると同時に、65才以上の老年人口の割合が増加しており、社会の高齢化を見据えた防災計画の立案が求められています。</p>	<p>第2項 社会条件</p> <p>1 人口・世帯</p> <p>瑞浪市の令和<u>3</u>年6月1日現在の人口は<u>36,743人(男17,900人、女18,843人)</u>、世帯数は<u>15,498世帯</u>となっています。人口の推移を見ると、平成15年以降、総人口は微減傾向にあると同時に、65才以上の老年人口の割合が増加しており、社会の高齢化を見据えた防災計画の立案が求められています。</p>	<p>前提条件の修正 (社会条件)</p>

3
項

瑞浪市の人口の推移（各年10月1日現在）

区分		平成 24年	(略)	平成 30年	令和 元年	令和 2年
年少人口		5,125人 (12.8%)	(略)	4,370人 (11.6%)	4,271人 (11.4%)	<u>4,205人</u> <u>(11.4%)</u>
生産年齢人口	<u>(削除)</u>	24,559 (61.3%)	(略)	21,800 (57.8%)	21,597 (57.7%)	<u>21,225</u> <u>(57.3%)</u>
老年人口		10,406 (26.0%)	(略)	11,541 (30.9%)	11,552 (30.9%)	<u>11,588</u> <u>(31.3%)</u>
総人口		40,090 (100.%)	(略)	37,711 (100%)	37,420 (100%)	<u>37,018</u> <u>(100%)</u>

出典：『瑞浪市統計書 令和3年版－概要版－』
(略)

第3項 市域の特性

1 風水害

近年の主要な洪水被害

年月日	種別	被害概要
昭和34年 9月26日	伊勢湾台風 (台風15号)	死者2名、重傷者31名、家屋倒壊85棟、半壊218棟、床上浸水2棟、床下浸水101棟
(略)	(略)	(略)
令和2年 7月6日～ 14日	7月豪雨	市内全域（主に日吉町、釜戸町、大湫町）：住家床上浸水1棟、住家一部損壊1棟、倒木（県天然記念物）1箇所、道路被害2箇所、農地等被害13箇所、学校施設等被害1箇所
<u>令和3年 8月13日～ 15日</u>	<u>豪雨</u>	<u>市内全域：住家床下浸水6棟、住家床上浸水3棟、道路被害14箇所、土砂災害3件、河川法面崩壊12件</u>

2 土砂災害

瑞浪市では、台風や集中豪雨、地震等を原因とする土砂災害に警戒する必要があります。警戒すべき土砂災害としては、主に土石流

瑞浪市の人口の推移（各年10月1日現在）

区分	平成 23年	平成 24年	(略)	平成 30年	令和 元年
年少人口	<u>5,212人</u>	5,125人 (12.8%)	(略)	4,370人 (11.6%)	4,271人 (11.4%)
生産年齢人口	<u>25,104</u>	24,559 (61.3%)	(略)	21,800 (57.8%)	21,597 (57.7%)
老年人口	<u>10,215</u>	10,406 (26.0%)	(略)	11,541 (30.9%)	11,552 (30.9%)
総人口	<u>40,531</u>	40,090 (100.%)	(略)	37,711 (100%)	37,420 (100%)

出典：『瑞浪市統計書 令和2年版－概要版－』
(略)

第3項 市域の特性

1 風水害

近年の主要な洪水被害

年月日	種別	被害概要
昭和34年 9月26日	伊勢湾台風 (台風15号)	死者2名、重傷者31名、家屋倒壊85棟、半壊218棟、床上浸水2棟、床下浸水101棟
(略)	(略)	(略)
令和2年 7月6日～ 14日	7月豪雨	市内全域（主に日吉町、釜戸町、大湫町）：住家床上浸水1棟、住家一部損壊1棟、倒木（県天然記念物）1箇所、道路被害2箇所、農地等被害13箇所、学校施設等被害1箇所

(新規)

2 土砂災害

瑞浪市では、台風や集中豪雨、地震等を原因とする土砂災害に警戒する必要があります。警戒すべき土砂災害としては、主に土石流

(新規)

前提
条件
の修
正
(社
会
件)

前提
条件
の修
正
(風
水
害)

5 節 2 項		<table border="1"> <tr> <td></td> <td>災害時</td> </tr> <tr> <td>市民</td> <td>○<u>災害時</u>には、まずは落ち着いて自分の身を守るとともに、家族に注意喚起する。 ○気象情報や土砂災害警戒情報等に注意し、早めの自主的避難を心がける。</td> </tr> </table>		災害時	市民	○ <u>災害時</u> には、まずは落ち着いて自分の身を守るとともに、家族に注意喚起する。 ○気象情報や土砂災害警戒情報等に注意し、早めの自主的避難を心がける。	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>災害時</td> </tr> <tr> <td>市民</td> <td>○<u>災害発生時</u>には、まずは落ち着いて自分の身を守るとともに、家族に注意喚起する。 ○気象情報や土砂災害警戒情報等に注意し、早めの自主的避難を心がける。</td> </tr> </table>		災害時	市民	○ <u>災害発生時</u> には、まずは落ち着いて自分の身を守るとともに、家族に注意喚起する。 ○気象情報や土砂災害警戒情報等に注意し、早めの自主的避難を心がける。	県 計 合 防 基 本 計 画 の 修 正 用 語 の 定 義	
			災害時										
市民	○ <u>災害時</u> には、まずは落ち着いて自分の身を守るとともに、家族に注意喚起する。 ○気象情報や土砂災害警戒情報等に注意し、早めの自主的避難を心がける。												
	災害時												
市民	○ <u>災害発生時</u> には、まずは落ち着いて自分の身を守るとともに、家族に注意喚起する。 ○気象情報や土砂災害警戒情報等に注意し、早めの自主的避難を心がける。												
第2項 自主防災組織 (略)	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>災害時</td> </tr> <tr> <td>自主防災組織</td> <td>(略) ○医療救助活動：災害及び避難時に発生した負傷者に応急手当を行い、救護所に運ぶ。 ○市民（避難行動要支援者名簿等を参考に要配慮者_____を優先）を避難所（避難地）等安全な場所に誘導する。 (略)</td> </tr> </table>		災害時	自主防災組織	(略) ○医療救助活動：災害及び避難時に発生した負傷者に応急手当を行い、救護所に運ぶ。 ○市民（避難行動要支援者名簿等を参考に要配慮者_____を優先）を避難所（避難地）等安全な場所に誘導する。 (略)	第2項 自主防災組織 (略)	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>災害時</td> </tr> <tr> <td>自主防災組織</td> <td>(略) ○医療救助活動：災害及び避難時に発生した負傷者に応急手当を行い、救護所に運ぶ。 ○市民（避難行動要支援者名簿等を参考に要配慮者<u>(高齢者、妊婦、乳幼児等)</u>を優先）を避難所（避難地）等安全な場所に誘導する。 (略)</td> </tr> </table>		災害時	自主防災組織	(略) ○医療救助活動：災害及び避難時に発生した負傷者に応急手当を行い、救護所に運ぶ。 ○市民（避難行動要支援者名簿等を参考に要配慮者 <u>(高齢者、妊婦、乳幼児等)</u> を優先）を避難所（避難地）等安全な場所に誘導する。 (略)		
	災害時												
自主防災組織	(略) ○医療救助活動：災害及び避難時に発生した負傷者に応急手当を行い、救護所に運ぶ。 ○市民（避難行動要支援者名簿等を参考に要配慮者_____を優先）を避難所（避難地）等安全な場所に誘導する。 (略)												
	災害時												
自主防災組織	(略) ○医療救助活動：災害及び避難時に発生した負傷者に応急手当を行い、救護所に運ぶ。 ○市民（避難行動要支援者名簿等を参考に要配慮者 <u>(高齢者、妊婦、乳幼児等)</u> を優先）を避難所（避難地）等安全な場所に誘導する。 (略)												
3 項		第3項 事業者 (略)	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>災害時</td> </tr> <tr> <td>事業者</td> <td>○顧客等不特定多数の者が施設に來たり、施設内に留まったりすることが想定される施設の管理者等については、顧客の安全、企業の従業員等業務に携わる者の安全を確保する。<u>_____事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、</u>テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。 (以下、略)</td> </tr> </table>		災害時	事業者	○顧客等不特定多数の者が施設に來たり、施設内に留まったりすることが想定される施設の管理者等については、顧客の安全、企業の従業員等業務に携わる者の安全を確保する。 <u>_____事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、</u> テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。 (以下、略)	第3項 事業者 (略)	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>災害時</td> </tr> <tr> <td>事業者</td> <td>○顧客等不特定多数の者が施設に來たり、施設内に留まったりすることが想定される施設の管理者等については、顧客の安全、企業の従業員等業務に携わる者の安全を確保する。<u>また、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、_____</u>テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。 (以下、略)</td> </tr> </table>		災害時	事業者	○顧客等不特定多数の者が施設に來たり、施設内に留まったりすることが想定される施設の管理者等については、顧客の安全、企業の従業員等業務に携わる者の安全を確保する。 <u>また、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、_____</u> テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。 (以下、略)
			災害時										
事業者	○顧客等不特定多数の者が施設に來たり、施設内に留まったりすることが想定される施設の管理者等については、顧客の安全、企業の従業員等業務に携わる者の安全を確保する。 <u>_____事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、</u> テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。 (以下、略)												
	災害時												
事業者	○顧客等不特定多数の者が施設に來たり、施設内に留まったりすることが想定される施設の管理者等については、顧客の安全、企業の従業員等業務に携わる者の安全を確保する。 <u>また、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、_____</u> テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。 (以下、略)												
6 節	P18- 3~4	第6節 大規模地震への対応 第1項 (略)	第6節 大規模地震への対応 第1項 (略)										

2 項	<p>第2項 南海トラフ地震対策</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の災害応急対策</p> <p>(1) 避難対策</p> <p>① 事前の避難</p> <p>● 急傾斜地における土砂災害</p> <p>市は、土砂災害のリスクがある地域（<u>土砂災害防止法</u> <u>に基づき指定された「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」を基本とする。</u>）の市民等に対し、後発地震の発生に備え、個々の状況に応じて身の安全を守るための行動をとるよう呼びかけます。</p> <p>(以下、略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 防災訓練</p> <p>市は、推進計画の熟知、関係機関及び市民等の自主防災組織との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練等、南海トラフ地震を想定した訓練を実施します。<u>また、シェイクアウト訓練及び、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、より実践的な内容となるよう努めます。</u></p> <p><u>さらに新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した訓練を積極的に実施します。</u></p>	<p>第2項 南海トラフ地震対策</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の災害応急対策</p> <p>(1) 避難対策</p> <p>① 事前の避難</p> <p>● 急傾斜地における土砂災害</p> <p>市は、土砂災害のリスクがある地域（<u>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という。）</u>に基づき指定された「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」を基本とする。）の市民等に対し、後発地震の発生に備え、個々の状況に応じて身の安全を守るための行動をとるよう呼びかけます。</p> <p>(以下、略)</p> <p>7 防災訓練</p> <p>市は、推進計画の熟知、関係機関及び市民等の自主防災組織との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練等、南海トラフ地震を想定した訓練を実施します。<u>(新規)</u></p>	<p>用語の定義</p> <p>県計画に整合（防災基本計画の修正）</p> <p>修正要旨(6)</p>
7 節	<p>P19 第7節 原子力災害対策</p> <p>1 原子力災害対策の背景・趣旨</p> <p>(1) 近県の原子力事業所における事故</p> <p>岐阜県に隣接する県においては、福井県の4市町（敦賀市、美浜町、高浜町、おおい町）及び石川県の1町（志賀町）に7か所（14基）の原子力事業所が存在しています。また、瑞浪市境から最も近</p>	<p>第7節 原子力災害対策</p> <p>1 原子力災害対策の背景・趣旨</p> <p>(1) 近県の原子力事業所における事故</p> <p>岐阜県に隣接する県においては、福井県の4市町（敦賀市、美浜町、高浜町、おおい町）及び石川県の1町（志賀町）に7か所（14基）の原子力事業所が存在しています。また、瑞浪市境から最も近</p>	

		<p>い原子力施設は、静岡県の中部電力株式会社浜岡原子力発電所で、最短で約 105 kmの距離にあります。</p> <p>そのため、瑞浪市は、国が定める『原子力災害対策指針』（平成 24 年 10 月 31 日策定、平成 30 年 7 月 25 日全部改正、<u>令和 4 年 7 月 6 日</u>一部改正、以下「指針」という）の「緊急時防護措置を準備する区域」（原子力施設から概ね 30km の範囲）には該当しません。岐阜県が定めた『岐阜県地域防災計画【原子力災害対策計画】』（<u>令和 4 年 3 月改正</u>）においても、指針の目安距離を踏まえて設定された原子力災害対策重点地域の区域外となっています。</p>	<p>い原子力施設は、静岡県の中部電力株式会社浜岡原子力発電所で、最短で約 105 kmの距離にあります。</p> <p>そのため、瑞浪市は、国が定める『原子力災害対策指針』（平成 24 年 10 月 31 日策定、平成 30 年 7 月 25 日全部改正、<u>令和元年 7 月 8 日</u>一部改正、以下「指針」という）の「緊急時防護措置を準備する区域」（原子力施設から概ね 30km の範囲）には該当しません。岐阜県が定めた『岐阜県地域防災計画【原子力災害対策計画】』（<u>平成 25 年 3 月 18 日</u>）においても、指針の目安距離を踏まえて設定された原子力災害対策重点地域の区域外となっています。</p>	<p>県修正意見</p>
7 節	P20	<p>3 具体的な原子力災害対策</p> <p>原子力災害については、災害対応の各段階において、必要に応じ、以下のような対応を追加して実施します。</p> <p>【災害予防計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 原子力災害時を想定した連絡・連携体制の確立（関係機関や原子力事業者との連絡体制の整備、専門職員派遣要請手続きの確立） ● 放射線量等の緊急時モニタリング体制の整備（基礎的データの蓄積） ● 緊急被ばく医療体制の整備（緊急被ばく医療機関との支援協定等） ● 原子力に関する知識の普及啓発と研修 ● 原子力災害時の<u>避難退域時検査</u>場所の指定 ● 原子力災害を想定した訓練の実施 ● 新型コロナウイルス感染症対策については、岐阜県の定める「原子力災害時における新型コロナウイルス感染症対策要領」に準拠するとともに、「瑞浪市避難所運営マニュアル・新型コロナウイルス感染症対策編」に基づき実施 <p><u>住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、国民の生命・健康を守ることを最優先とし、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大</u></p>	<p>3 具体的な原子力災害対策</p> <p>原子力災害については、災害対応の各段階において、必要に応じ、以下のような対応を追加して実施します。</p> <p>【災害予防計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 原子力災害時を想定した連絡・連携体制の確立（関係機関や原子力事業者との連絡体制の整備、専門職員派遣要請手続きの確立） ● 放射線量等の緊急時モニタリング体制の整備（基礎的データの蓄積） ● 緊急被ばく医療体制の整備（緊急被ばく医療機関との支援協定等） ● 原子力に関する知識の普及啓発と研修 ● 原子力災害時の<u>スクリーニング</u>場所の指定 ● 原子力災害を想定した訓練の実施 ● 新型コロナウイルス感染症対策については、岐阜県の定める「原子力災害時における新型コロナウイルス感染症対策要領」に準拠するとともに、「瑞浪市避難所運営マニュアル・新型コロナウイルス感染症対策編」に基づき実施 <p><u>(新規)</u></p>	<p>県修正意見</p> <p>県計画に整合（防災基本計画の</p>

		<p><u>を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施</u></p> <p>【災害応急対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 原子力災害対応のための体制の確立 (略) ● 原子力災害に対応した市民等の避難誘導 <u>広域避難の実施にあたり、市は、「第3章 災害応急対策 第6節 災害救助保護計画 第2項避難計画 1.4 広域避難」に規定する役割を担当</u> 	<p>【災害応急対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 原子力災害対応のための体制の確立 (略) ● 原子力災害に対応した市民等の避難誘導 <u>(新規)</u> 	修正)
2章 1節 2項 4項	P23-1～ P23-2	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 災害危険地域調査等の計画</p> <p>第1項 (略)</p> <p>第2項 事前指定</p> <p>調査の結果、<u>災害時</u>にその災害を拡大させるおそれがある設備又は物件があることが判明した場合、その占有者、所有者又は管理者に対し、口頭又は文書で、災対法第59条に基づく事前措置の対象となること、及び災害時の措置の方法等を事前に通知・指導します。</p> <p>第3項 (略)</p> <p>第4項 防災知識の普及</p> <p>市は、防災週間や防災関連行事等を通じ、市民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立ち退き避難を求めるとともに、水や食料の備蓄、ライフライン途絶時の対策、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えなどについて、普及啓発を図ります。</p> <p>また、市は、地域の防災力を高めていくため、<u>気候変動の影響も踏まえつつ</u>、市民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における<u>体系的かつ地域の災害リスクに基づいた</u>防災教育の充</p>	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 災害危険地域調査等の計画</p> <p>第1項 (略)</p> <p>第2項 事前指定</p> <p>調査の結果、<u>災害発生時</u>にその災害を拡大させるおそれがある設備又は物件があることが判明した場合、その占有者、所有者又は管理者に対し、口頭又は文書で、災対法第59条に基づく事前措置の対象となること、及び災害時の措置の方法等を事前に通知・指導します。</p> <p>第3項 (略)</p> <p>第4項 防災知識の普及</p> <p>市は、防災週間や防災関連行事等を通じ、市民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立ち退き避難を求めるとともに、水や食料の備蓄、ライフライン途絶時の対策、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えなどについて、普及啓発を図ります。</p> <p>また、市は、地域の防災力を高めていくため、<u>市民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における</u>防災教育の充</p>	<p>県計に整合(防災基本計画の修正)</p> <p>県計に整合(防災基本計画の修正)</p> <p>県計に整合(防災基本計画の修正)</p>

		<p>実、防災に関する教材の充実を図ります。特に水害、土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めます。</p> <p>各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、<u>専門機関（気象庁等）や専門家（気象防災アドバイザー等）の知見の活用を図ります。</u></p> <p>防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受けて側が情報の意味や取るべき行動を直感的に理解できるような取組を推進します。</p> <p>市は、防災と福祉の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図ります。</p> <p>市は、関係公共機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発を図ります。</p> <p><u>なお、市民へ普及啓発を図る基本的事項は次のとおりです。</u></p> <p><u>ア 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準とした災害に対する危険性の認識、自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等を克服し、避難行動を取るタイミングを逸することなく適切な行動をとること</u></p> <p><u>イ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅等の避難場所、避難経路等の確認</u></p> <p><u>ウ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方</u></p> <p><u>エ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動</u></p> <p><u>また、防災知識の普及にあたっては、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図ります。</u></p>	<p>実、防災に関する教材の充実を図ります。特に水害、土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めます。</p> <p>各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、<u>水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図ります。</u></p> <p>防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受けて側が情報の意味や取るべき行動を直感的に理解できるような取組を推進します。</p> <p>市は、防災と福祉の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図ります。</p> <p>市は、関係公共機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発を図ります。</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>基本計画の修正)</p> <p>計画に整合（防災基本計画の修正）修正要旨(2)①</p>
2	P24-	第2節 治山・治水事業計画	第2節 治山・治水事業計画	

節 2 項	1～ P24- 2	<p>第1項 (略)</p> <p>第2項 河川改修</p> <p>瑞浪市では改修事業等によって河川の危険箇所の解消を図ってきましたが、今後も河川や排水路の改良・改修・整備、雨水の流出抑制<u>対策</u>、水防体制の充実・強化に努め、河川の災害危険性の一層の低減を図ります。</p>	<p>第1項 (略)</p> <p>第2項 河川改修</p> <p>瑞浪市では改修事業等によって河川の危険箇所の解消を図ってきましたが、今後も河川や排水路の改良・改修・整備、雨水の流出抑制<u>政策</u>、水防体制の充実・強化に努め、河川の災害危険性の一層の低減を図ります。</p>	
3 項		<p>第3項 土砂災害対策事業</p> <p>瑞浪市では、土石流、急傾斜地の崩壊及び地すべりによる土砂災害に警戒する必要があります。そのため、砂防堰堤や急傾斜地崩壊防止施設等を設置する土砂災害対策事業を県に要請して予防措置を講ずるとともに、土砂災害ハザードマップ等による危険箇所の周知や警戒避難体制の確立等、ソフト面での対策を推進します。</p> <p>また、市は、県及び地域住民と連携した土砂災害危険箇所等の定期点検を実施します。</p> <p><u>県は、盛土の規制について、総合調整や包括的なとりまとめを担う組織を明確化し、併せて許可状況や不適正事案への対応などの情報共有を行う連携会議を定期的開催します。</u></p>	<p>第3項 土砂災害対策事業</p> <p>瑞浪市では、土石流、急傾斜地の崩壊及び地すべりによる土砂災害に警戒する必要があります。そのため、砂防堰堤や急傾斜地崩壊防止施設等を設置する土砂災害対策事業を県に要請して予防措置を講ずるとともに、土砂災害ハザードマップ等による危険箇所の周知や警戒避難体制の確立等、ソフト面での対策を推進します。</p> <p>また、市は、県及び地域住民と連携した土砂災害危険箇所等の定期点検を実施します。</p> <p><u>(新規)</u></p>	県 修 正 意 見
4 項		<p>第4項 土砂災害警戒避難体制の整備</p> <p>1 土砂災害の警戒に関する情報等の伝達について</p> <p>土砂災害警戒情報は、報道機関、防災行政無線、防災ラジオ、防災・防犯「絆」メール、市公式LINE、緊急速報メール(エリアメール)、市ホームページ、広報車等で伝達します。</p> <p>2 避難情報発令の判断</p> <p>災害等に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準^{*1}を設定します。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市域を分割した上で、土砂災害の<u>危険度分布</u>等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難情報を発令できるよう、発令<u>対象区域</u>をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に</p>	<p>第4項 土砂災害警戒避難体制の整備</p> <p>1 土砂災害の警戒に関する情報等の伝達について</p> <p>土砂災害警戒情報は、報道機関、防災行政無線、防災ラジオ、防災・防犯「絆」メール、市公式LINE、緊急速報メール(エリアメール)、市ホームページ、広報車等で伝達します。</p> <p>2 避難情報発令の判断</p> <p>災害等に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準^{*1}を設定します。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市域を分割した上で、土砂災害<u>に関するメッシュ情報</u>等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難情報を発令できるよう、発令<u>範囲</u>をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に</p>	県 計 画 に 整 合 (防 災 基 本 計 画 の 修 正) 修 正 要 旨 (3) ①

		<p>応じて随時見直し_____ます。</p>	<p>応じて随時見直し<u>に努め</u>ます。</p>	
3 節 1 項	P25 ～ P26	<p>第3節 都市の防災性の向上 第1項 災害に強いまちの形成</p> <p><u>瑞浪市は、まちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図ります。</u></p> <p><u>また、気候変動による更なる水害リスクの増大に備え、流域全体で被害を軽減する「流域治水」を促進します。</u></p> <p><u>市は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の实情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めます。</u></p> <p>瑞浪市は、<u>上記施策に加え</u>、以下のような施策を計画的・総合的に実施することにより、災害に強い都市構造の形成を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点として利用することを想定した幹線道路、都市公園、河川等、骨格的な都市基盤施設の整備 ● 道路、橋梁、河川施設等の耐震性の強化 ● 水面・緑地帯の計画的確保 ● 防火地域及び準防火地域の的確な指定による土地利用の誘導 ● 市街地再開発事業等による市街地の面的な整備 ● 建築物や公共施設の耐震化・不燃化 ● 耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備 	<p>第3節 都市の防災性の向上 第1項 災害に強いまちの形成</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>瑞浪市は、_____以下のような施策を計画的・総合的に実施することにより、災害に強い都市構造の形成を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点として利用することを想定した幹線道路、都市公園、河川等、骨格的な都市基盤施設の整備 ● 道路、橋梁、河川施設等の耐震性の強化 ● 水面・緑地帯の計画的確保 ● 防火地域及び準防火地域の的確な指定による土地利用の誘導 ● 市街地再開発事業等による市街地の面的な整備 ● 建築物や公共施設の耐震化・不燃化 ● 耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備 	<p>計 合 画 整 （ 防 災 基 本 計 画 の 修 正 ） 修 正 要 旨 （ 4 ） ①</p>

		<p>● 消防活動が制約される高層建築物や、速やかな傷病者の搬送が必要な医療用建築物等への、ヘリコプターの屋上ヘリポート又は緊急救助用スペースの設置の推進</p> <p>● <u>太陽光発電設備、蓄電池等の新エネルギーシステムの普及促進</u></p> <p>第2項～第3項 (略)</p> <p>第4項 危険なブロック塀等の撤去促進</p> <p>瑞浪市は、地震時におけるブロック塀等の倒壊による被害や、避難の際の通行の安全を確保するため、危険なブロック塀等の撤去の促進を図ります。</p> <p><u>第5項 空き家等の状況の確認・措置</u></p> <p><u>1 瑞浪市は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努めます。</u></p> <p><u>2 市は、災害時に、適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除去等の措置を行います。</u></p>	<p>● 消防活動が制約される高層建築物や、速やかな傷病者の搬送が必要な医療用建築物等への、ヘリコプターの屋上ヘリポート又は緊急救助用スペースの設置の推進</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>第2項～第3項 (略)</p> <p>第4項 危険なブロック塀等の撤去促進</p> <p>瑞浪市は、地震時におけるブロック塀等の倒壊による被害や、避難の際の通行の安全を確保するため、危険なブロック塀等の撤去の促進を図ります。</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>所管部（都市計画課）からの修正意見</p> <p>県計に整合（防災基本計画の修正）修正要旨(4)②</p>
4節3項	P27-1～P27-2	<p>第4節 防災組織整備計画</p> <p>第1項～第2項 (略)</p> <p>第3項 防災関係機関および民間事業者との連携・協力体制</p> <p>瑞浪市は、防災関係機関、民間事業者、業界団体等が保有する防災力を活用し、<u>大規模災害時</u>においても迅速かつ効果的な災害応急対策が実施できるよう、応急・復旧活動、資機材の調達等に関する相互応援協定を互いに締結する等、平常時より関係機関同士の連携強化と応援体制の多重的整備に努めるとともに、訓練等を通じて、<u>災害時の連絡先</u>、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意します。特に災害時には状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達する時間がないことから、内容が正しく伝わらない事態の発生が懸念されます。このようなことを未然に防ぐた</p>	<p>第4節 防災組織整備計画</p> <p>第1項～第2項 (略)</p> <p>第3項 防災関係機関および民間事業者との連携・協力体制</p> <p>瑞浪市は、防災関係機関、民間事業者、業界団体等が保有する防災力を活用し、<u>大規模災害</u>においても迅速かつ効果的な災害応急対策が実施できるよう、応急・復旧活動、資機材の調達等に関する相互応援協定を互いに締結する等、平常時より関係機関同士の連携強化と応援体制の多重的整備に努めるとともに、訓練等を通じて、<u>発災時連絡先</u>、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意します。特に災害時には状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達する時間がないことから、内容が正しく伝わらない事態の発生が懸念されます。このようなことを未然に防ぐた</p>	<p>県計に整合（防災基本計画の修正）</p>

5 項	<p>め、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションを図るなど、「顔の見える関係」の構築に努めるとともに、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めます。また、大規模地震等の際に必要な可能性がある重機類の確保及び要員の借上げ等については、瑞浪市建設業協会、瑞浪管工事組合等との協力体制を整備します。</p> <p>さらに、被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、<u>避難者の運送</u>等、民間事業者へ委託可能な災害対策業務や物資の緊急輸送拠点の確保等については、民間事業者と協定を締結する、輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設を把握する等して、災害時に民間事業者のノウハウや能力、施設が活用できる体制を確立します。</p> <p>なお、輸送協定等を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、<u>災害時</u>には当該車両に対する緊急通行車両標章が円滑に交付されます。瑞浪市は、輸送協定等を締結した事業者等に対して、その周知と普及を図ります。</p> <p>第4項 (略)</p> <p>第5項 感染症対策の視点を取り入れた防災対策の推進</p> <p>瑞浪市は、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、<u>災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進します。</u></p> <p><u>第6項 デジタル技術を活用した防災対策の推進</u></p> <p><u>市及び防災関係機関は、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の推進を図ります。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るよう努めます。</u></p>	<p>め、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションを図るなど、「顔の見える関係」の構築に努めるとともに、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めます。また、大規模地震等の際に必要な可能性がある重機類の確保及び要員の借上げ等については、瑞浪市建設業協会、瑞浪管工事組合等との協力体制を整備します。</p> <p>さらに、被災情報の整理、支援物資の管理・輸送 _____ 等、民間事業者へ委託可能な災害対策業務や物資の緊急輸送拠点の確保等については、民間事業者と協定を締結する、輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設を把握する等して、災害時に民間事業者のノウハウや能力、施設が活用できる体制を確立します。</p> <p>なお、輸送協定等を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、<u>災害発生時</u>には当該車両に対する緊急通行車両標章が円滑に交付されます。瑞浪市は、輸送協定等を締結した事業者等に対して、その周知と普及を図ります。</p> <p>第4項 (略)</p> <p>第5項 感染症対策の視点を取り入れた防災対策の推進</p> <p>瑞浪市は、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、 _____ 避難所における避難者の過密抑制など _____ 感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進します。</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>県計画に整合（防災基本計画の修正）</p> <p>県計画に整合（防災基本計画の修正）修正要旨(6)</p> <p>修正要旨(5)</p>
	15		

<p>5 節 1 項</p> <p>2 項</p>	<p>P28</p>	<p>第5節 業務継続計画</p> <p>第1項 行政による業務継続計画の策定</p> <p>瑞浪市は、<u>災害時</u>における応急対策等の実施や優先度の高い通常業務継続のため、あらかじめ業務継続計画*1を策定し、必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図ります。計画の策定に当たっては、市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めます。</p> <p>第2項 企業等による業務継続計画の策定</p> <p>市や商工団体等は、市内の企業・事業所等の防災意識の向上を図る一方で、企業等が事業継続計画(BCP)を策定し、<u>災害時</u>に中核となる事業の継続・早期再建ができるよう、その支援と環境整備に取り組みます。</p> <p>企業・事業所等は、事業継続計画の策定を通じて、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先等のサプライチェーンの確保、平常時に実施する活動や緊急時の事業継続方針・手段等を取り決めます。</p>	<p>第5節 業務継続計画</p> <p>第1項 行政による業務継続計画の策定</p> <p>瑞浪市は、<u>災害発生時</u>における応急対策等の実施や優先度の高い通常業務継続のため、あらかじめ業務継続計画*1を策定し、必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図ります。計画の策定に当たっては、市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めます。</p> <p>第2項 企業等による業務継続計画の策定</p> <p>市や商工団体等は、市内の企業・事業所等の防災意識の向上を図る一方で、企業等が事業継続計画(BCP)を策定し、<u>災害発生後</u>に中核となる事業の継続・早期再建ができるよう、その支援と環境整備に取り組みます。</p> <p>企業・事業所等は、事業継続計画の策定を通じて、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先等のサプライチェーンの確保、平常時に実施する活動や緊急時の事業継続方針・手段等を取り決めます。</p>	<p>県計画に整合（防災基本計画の修正）</p> <p>県計画に整合（防災基本計画の修正）</p>
<p>6 節 1 項</p>	<p>P29</p>	<p>第6節 地震災害予防計画</p> <p>第1項 一般建築物の耐震性強化</p> <p>瑞浪市は、東濃建築事務所や<u>一般社団法人岐阜県建築士事務所協会</u>等の関係機関と連携し、一般建築物の耐震性強化についての指導や啓発に努めます。特に大地震時に倒壊のおそれのある木造住宅の耐震診断・耐震改修については、重点的にこれを推進します。</p>	<p>第6節 地震災害予防計画</p> <p>第1項 一般建築物の耐震性強化</p> <p>瑞浪市は、東濃建築事務所や_____岐阜県建築士事務所協会等の関係機関と連携し、一般建築物の耐震性強化についての指導や啓発に努めます。特に大地震時に倒壊のおそれのある木造住宅の耐震診断・耐震改修については、重点的にこれを推進します。</p>	<p>県修正意見</p>
<p>7 節 4 項</p>	<p>P31</p>	<p>第7節 火災予防計画</p> <p>第4項 火災に対する建築物の安全化</p> <p>1 (略)</p>	<p>第7節 火災予防計画</p> <p>第4項 火災に対する建築物の安全化</p> <p>1 (略)</p>	

		<p><u>カ</u> 残火（たばこの吸いがらを含む。）、取灰又は火粉を始末すること。</p> <p><u>キ</u> <u>屋内</u>において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと</p>	<p><u>オ</u> 残火（たばこの吸いがらを含む。）、取灰又は火粉を始末すること。</p> <p><u>カ</u> <u>山小屋など</u>において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。</p>	
9 節 1 項	P35	<p>第9節 事故災害予防計画</p> <p>第1項 鉄道災害対策</p> <p>1 鉄軌道交通の安全のための情報の充実</p> <p>東海旅客鉄道株式会社は、踏切道における列車と自動車との衝突、置石等による列車脱線等の事故を防止するため、全国交通安全運動等の機会を捉えて、ポスターの掲示、チラシ類の配布等を行い、事故防止に関する知識の広く一般への普及に努めます。</p> <p>2 鉄軌道の安全な運行の確保</p> <p>東海旅客鉄道株式会社は、事故災害の発生に際して迅速かつ適切な措置を講じ、被害のさらなる拡大を防止できるよう、列車防護用具の整備、建築限界の確保や保安設備の点検等の運行管理体制の充実に努めます。また、土砂災害等から鉄軌道を保全するため、トンネル、雪覆、落石覆、その他の線路防護施設の点検に努めます。</p> <p><u>東海旅客鉄道株式会社は、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努めます。</u></p>	<p>第9節 事故災害予防計画</p> <p>第1項 鉄道災害対策</p> <p>1 鉄軌道交通の安全のための情報の充実</p> <p>東海旅客鉄道株式会社は、踏切道における列車と自動車との衝突、置石等による列車脱線等の事故を防止するため、全国交通安全運動等の機会を捉えて、ポスターの掲示、チラシ類の配布等を行い、事故防止に関する知識の広く一般への普及に努めます。</p> <p>2 鉄軌道の安全な運行の確保</p> <p>東海旅客鉄道株式会社は、事故災害の発生に際して迅速かつ適切な措置を講じ、被害のさらなる拡大を防止できるよう、列車防護用具の整備、建築限界の確保や保安設備の点検等の運行管理体制の充実に努めます。また、土砂災害等から鉄軌道を保全するため、トンネル、雪覆、落石覆、その他の線路防護施設の点検に努めます。</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>県計画に 整合 (防 災基 本計 画の 修 正)</p>
9 節 2 項	P36	<p>第9節 事故災害予防計画</p> <p>第2項 道路災害対策</p> <p>1 道路交通の安全のための情報の充実</p> <p>(略)</p> <p>2 道路施設等の整備</p> <p>道路管理者は、道路防災対策事業等を通じて安全性・信頼性の高い道路ネットワークの計画的かつ総合的な整備に努めるとともに、道路災害予防に必要な施設の整備を進めます。また、道路施設等の</p>	<p>第9節 事故災害予防計画</p> <p>第2項 道路災害対策</p> <p>1 道路交通の安全のための情報の充実</p> <p>(略)</p> <p>2 道路施設等の整備</p> <p>道路管理者は、道路防災対策事業等を通じて安全性・信頼性の高い道路ネットワークの計画的かつ総合的な整備に努めるとともに、道路災害予防に必要な施設の整備を進めます。また、道路施設等の</p>	<p>県計画に 整合 (熱 海市 土石</p>

		<p>安全を確保する上で必要な体制等の強化に取り組むとともに、点検を通じて道路施設等の現況の把握に努め、必要な場合は速やかに改修・補修等を実施します。</p> <p><u>市は、国、県、県警察、消防、電線管理者等関係機関と連携の上、道路啓開訓練を実施し、災害時における実効性の向上に努めます。</u></p>	<p>安全を確保する上で必要な体制等の強化に取り組むとともに、点検を通じて道路施設等の現況の把握に努め、必要な場合は速やかに改修・補修等を実施します。</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>災害の検証結果)修正要旨(3)②</p>
11節3項	P39	<p>第11節 防災訓練計画 第1項～第2項 (略) 第3項 その他の防災訓練</p> <p>市及び防災関係機関は、各機関において、適宜、通信連絡訓練(情報の収集伝達方法、通信設備の応急復旧等についての訓練)、動員訓練(職員を動員し、初動体制を確保するための訓練)、図上訓練(消防機関、警察機関、学校関係機関の協力のもと、水害、地震等を想定し、図上で実施する訓練)、実働訓練(消火器、消火栓、防火水槽等を活用した訓練、座屈救出、応急手当)、県の派遣する情報連絡員や応援職員等を受け入れて行う訓練等を実施します。</p> <p><u>市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した訓練を積極的に実施します。</u></p> <p>また、市は機能別団員を含む消防団や地域コミュニティーを活用し、避難の「声かけ訓練」を実施するよう努めます。</p> <p>その他、県等が実施する広域災害を想定した<u>合同の災害対策本部の立上げや広域避難等</u>の防災訓練にも積極的に参加し、その結果を踏まえ、必要に応じて対応計画を見直します。</p>	<p>第11節 防災訓練計画 第1項～第2項 (略) 第3項 その他の防災訓練</p> <p>市及び防災関係機関は、各機関において、適宜、通信連絡訓練(情報の収集伝達方法、通信設備の応急復旧等についての訓練)、動員訓練(職員を動員し、初動体制を確保するための訓練)、図上訓練(消防機関、警察機関、学校関係機関の協力のもと、水害、地震等を想定し、図上で実施する訓練)、実働訓練(消火器、消火栓、防火水槽等を活用した訓練、座屈救出、応急手当)、県の派遣する情報連絡員や応援職員等を受け入れて行う訓練等を実施します。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>また、市は機能別団員を含む消防団や地域コミュニティーを活用し、避難の「声かけ訓練」を実施するよう努めます。</p> <p>その他、県等が実施する広域災害を想定した _____ 防災訓練にも積極的に参加し、その結果を踏まえ、必要に応じて対応計画を見直します。</p>	<p>県計画に整合(防災基本計画の修正)修正要旨(6)</p>
12節1項	P40	<p>第12節 文教関係の予防計画 第1項 学校等における防災対策</p> <p>学校、その他文教施設の経営者(管理者)は、施設の点検・調査を定期的実施して危険箇所や不備施設(避難施設等の不備)の早期発見に努め、その補修・補強・整備を行います。また、平常時より職</p>	<p>第12節 文教関係の予防計画 第1項 学校等における防災対策</p> <p>学校、その他文教施設の経営者(管理者)は、施設の点検・調査を定期的実施して危険箇所や不備施設(避難施設等の不備)の早期発見に努め、その補修・補強・整備を行います。また、平常時より職</p>	

		<p><u>市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めます。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めます。</u></p>	<p><u>(新規)</u></p>	<p>災基本画の修正)修正要旨(7)</p>
15節1項	P46-1	<p>第15節 避難体制の確立 第1項 避難計画の策定</p> <p>瑞浪市は、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、水害と土砂災害、複数河川の<u>氾濫</u>等、複合的な災害が発生することを考慮した避難計画を策定し、市民、避難所設置予定施設の管理者等に周知徹底します。また、避難情報の発令区域・タイミング、緊急避難場所・避難所、避難路*1、原子力災害時の<u>避難退域時検査</u>場所(市民、車両、携行品等の放射線量測定場所)をあらかじめ定め、日頃から市民への周知徹底に努めるとともに、避難計画に基づく訓練を行います。</p> <p>また、市民等が、自ら避難情報や警戒レベル相当情報などから判断し、適切に避難行動がとれるよう、避難のタイミングや避難場所、確認すべき防災情報などを記載した「災害・避難カード」などの作成の促進に努めます。<u>「災害・避難カード」は紙媒体のほか、デジタル版も活用し、その普及に努めます。</u></p>	<p>第15節 避難体制の確立 第1項 避難計画の策定</p> <p>瑞浪市は、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、水害と土砂災害、複数河川の<u>はん濫</u>等、複合的な災害が発生することを考慮した避難計画を策定し、市民、避難所設置予定施設の管理者等に周知徹底します。また、避難情報の発令区域・タイミング、緊急避難場所・避難所、避難路*1、原子力災害時の<u>スクリーニング</u>場所(市民、車両、携行品等の放射線量測定場所)をあらかじめ定め、日頃から市民への周知徹底に努めるとともに、避難計画に基づく訓練を行います。</p> <p>また、市民等が、自ら避難情報や警戒レベル相当情報などから判断し、適切に避難行動がとれるよう、避難のタイミングや避難場所、確認すべき防災情報などを記載した「災害・避難カード」などの作成の促進に努めます。</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>県修正意見</p> <p>県計画に整合(令和3年8月大雨の検証結果)修正要旨(2) ②</p>
15節2項	P46-1～P46-3	<p>第2項 避難場所等の整備</p> <p>瑞浪市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策</u>等を踏まえ、災害及び二次災害のおそれのない安全区域内に立地、又は構造上安全である都市公園、河川敷、公民館、学校等の公共的施設等を対象とし、その管理者の同意を得た上で、<u>災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避</u></p>	<p>第2項 避難場所等の整備</p> <p>瑞浪市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害_____等を踏まえ、災害及び二次災害のおそれのない安全区域内に立地、又は構造上安全である都市公園、河川敷、公民館、学校等の公共的施設等を対象とし、その管理者の同意を得た上で、<u>緊急避難場所・避難所としてあらかじめ指定します。</u></p>	<p>県計画に整合(防災基本計画の修正)</p>

3 項	<p>第3項 避難場所等の広報</p> <p>指定緊急避難場所については、災害種別に応じて指定がなされていること、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと、及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めます。また、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害では当該施設に避難することが不適当となることについても周知します。</p> <p>なお、指定緊急避難場所に誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するとともに、標識の見方に関する周知に努めます。</p> <p>避難情報が発令された場合の<u>避難行動</u>としては、安全な場所に移動する「立退き避難」が<u> </u>基本であるものの、洪水等に対しては、ハザードマップ等を確認し、自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域に存していないこと、浸水しない居室があること、一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できることなどの条件を満たしていると住民自身が判断する場合は、屋内安全確保を行うことができることを踏まえ、日頃から住民等への周知徹底に努めます。</p> <p>なお、住民への周知にあたっては、災害が発生・切迫し、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまった場合、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等するよう促す「緊急安全確保」が発令されることがあるが、これは避難し遅れた住民がとるべき次善の行動であり、必ずしも身の安全を確保できるとは限らないことから、そのような状況に至る前の警戒レベル3高齢者等避難や警戒レベル4避難指示が発令されたタイミングで避難すべきことを周知します。</p> <p>また、住民が事前に行う対策として、日頃より自宅の災害の危険</p>	<p>第3項 避難場所等の広報</p> <p>指定緊急避難場所については、災害種別に応じて指定がなされていること、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと、及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めます。また、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害では当該施設に避難することが不適当となることについても周知します。</p> <p>なお、指定緊急避難場所に誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するとともに、標識の見方に関する周知に努めます。</p> <p>避難情報が発令された場合の<u>安全確保措置</u>としては、安全な場所に移動する「立退き避難」が<u>避難行動の</u>基本であるものの、洪水等に対しては、ハザードマップ等を確認し、自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域に存していないこと、浸水しない居室があること、一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できることなどの条件を満たしていると住民自身が判断する場合は、屋内安全確保を行うことができることを踏まえ、日頃から住民等への周知徹底に努めます。</p> <p>なお、住民への周知にあたっては、災害が発生・切迫し、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまった場合、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等するよう促す「緊急安全確保」が発令されることがあるが、これは避難し遅れた住民がとるべき次善の行動であり、必ずしも身の安全を確保できるとは限らないことから、そのような状況に至る前の警戒レベル3高齢者等避難や警戒レベル4避難指示が発令されたタイミングで避難すべきことを周知します。</p> <p>また、住民が事前に行う対策として、日頃より自宅の災害の危険</p>	<p>県 計 画 に 整 合 （ 防 災 基 本 計 画 の 修 正）</p>
--------	--	---	---

4 項	<p>性を確認し、自宅で居住が継続できる場合は自宅避難を検討することや、親戚や友人の家、自宅における垂直避難等の「避難所以外への避難」を検討することも周知します。</p> <p>市は、市民が的確な避難行動をとることができるようにするため、指定緊急避難場所、指定避難所、災害危険地域等を明示したハザードマップや広報紙等を活用して広報活動を実施します。<u>併せて、市公式LINEなどSNSを活用した避難情報等のプッシュ配信、デジタル技術等を活用した災害リスクの可視化や災害の疑似体験等、リアリティ、切迫感のある広報・啓発に努めます。</u>また、<u>洪水浸水想定区域</u>が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供を受けつつ、過去の浸水実績を把握したときは、これを水害リスク情報として、住民、滞在者、その他の者への周知に努めます。</p> <p>第4項 避難所運営マニュアルの策定</p> <p>瑞浪市は、自主防災組織や施設管理者と協議を行い、避難所ごとに、事前に「避難所運営マニュアル」を策定します。マニュアルの策定にあたっては、車中泊避難者や感染症等が発生することも想定した対策を検討し、新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応をまとめたマニュアルについて別途作成し、適宜更新するよう努めます。また、地域の防災リーダーをはじめ住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するとともに、訓練等を通じて避難所や資機材に関する必要な知識等について、市民への普及に努めます。</p> <p><u>特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めます。</u></p> <p>市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めます。また、市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のため、専門家等との定期的な情報交換に努めます。</p> <p>第5項 避難情報の把握</p>	<p>性を確認し、自宅で居住が継続できる場合は自宅避難を検討することや、親戚や友人の家、自宅における垂直避難等の「避難所以外への避難」を検討することも周知します。</p> <p>市は、市民が的確な避難行動をとることができるようにするため、指定緊急避難場所、指定避難所、災害危険地域等を明示したハザードマップや広報紙等を活用して広報活動を実施します。_____</p> <p>_____</p> <p>_____また、<u>洪水予報河川等に</u>指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供を受けつつ、過去の浸水実績を把握したときは、これを水害リスク情報として、住民、滞在者、その他の者への周知に努めます。</p> <p>第4項 避難所運営マニュアルの策定</p> <p>瑞浪市は、自主防災組織や施設管理者と協議を行い、避難所ごとに、事前に「避難所運営マニュアル」を策定します。マニュアルの策定にあたっては、車中泊避難者や感染症等が発生することも想定した対策を検討し、新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応をまとめたマニュアルについて別途作成し、適宜更新するよう努めます。また、地域の防災リーダーをはじめ住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するとともに、訓練等を通じて避難所や資機材に関する必要な知識等について、市民への普及に努めます。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めます。また、市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のため、専門家等との定期的な情報交換に努めます。</p> <p>第5項 避難情報の把握</p>	計 画 整 合 （ 防 災 基 本 計 画 の 修 正 ） 修 正 要 旨 (2) ④
--------	---	---	---

6 項		<p>(略)</p> <p>第6項 他市町村への広域避難</p> <p>瑞浪市は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、平常時から広域避難及び広域一時滞在の実施に係る検討、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めます。</p> <p>特に、大規模広域災害時には、他市町村への広域的な避難が必要となる場合があります。瑞浪市は、円滑な広域避難を支援するため、国・県の協力を得て、他市町村への避難・受入方法を含めた具体的な手順等を定めるとともに、り災者に関する情報共有するしくみの構築に取り組み、市外に避難するり災者が必要な情報や支援・サービスを確実に受け取ることができる体制の整備に努めます。</p> <p>また市は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの住民等を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めます。</p> <p><u>第7項 感染症の自宅療養者等の避難</u></p> <p><u>市（危機管理室）は、県保健所と連携し、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から自宅療養者等に対し、居住地が危険エリアに該当するかを事前にハザードマップ等により確認するよう周知するとともに、避難予定先の把握に努めます。また、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めます。</u></p>	<p>(略)</p> <p>第6項 他市町村への広域避難</p> <p>瑞浪市は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、平常時から広域避難_____の実施に係る検討、他市町村や事業者等との協定締結、住民への周知等に努めます。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>特に、大規模広域災害時には、他市町村への広域的な避難が必要となる場合があります。瑞浪市は、円滑な広域避難を支援するため、国・県の協力を得て、他市町村への避難・受入方法を含めた具体的な手順等を定めるとともに、り災者に関する情報共有するしくみの構築に取り組み、市外に避難するり災者が必要な情報や支援・サービスを確実に受け取ることができる体制の整備に努めます。</p> <p>また市は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの住民等を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めます。</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>県計画整合（防災基本計画の修正）</p> <p>県防災計画に整合（県対方針の反映及び防災基本計画の修正）</p> <p>修正要旨（9）</p>
17 節 1 項	P48	<p>第17節 緊急輸送機能の強化</p> <p>第1項 緊急輸送網の整備</p> <p><u>大規模災害時_____</u>には、道路・橋梁等の破損、障害物、交</p>	<p>第17節 緊急輸送機能の強化</p> <p>第1項 緊急輸送網の整備</p> <p><u>大規模災害発生時_____</u>には、道路・橋梁等の破損、障害物、交</p>	<p>県計画整合（防災基</p>

		<p>通渋滞等により道路交通に支障が生じる場合が多く、災害応急対策を迅速に実施し、ネットワークとしての機能の回復を迅速に行うことが極めて重要です。そのため、県は、関係各所と円滑な連携を図るとともに、緊急輸送網の確保に向けた対策を進めています。</p>	<p>通渋滞等により道路交通に支障が生じる場合が多く、災害応急対策を迅速に実施し、ネットワークとしての機能の回復を迅速に行うことが極めて重要です。そのため、県は、関係各所と円滑な連携を図るとともに、緊急輸送網の確保に向けた対策を進めています。</p>	<p>計 画 の 修 正)</p>
18 節 4 項	P49- 1 ~ P49- 2	<p>第18節 ライフライン・生活支援対策 第1項～第3項 (略) 第4項 食料、飲料水、生活必需品の確保</p> <p>瑞浪市は、物資の調達・輸送が平時のように実施できないという認識に立って防災備蓄計画の策定を進め、災害が発生した場合に緊急に必要となる食料、飲料水、<u>携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具を含める等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等</u>の確保・供給に努めます。また、自助・共助の考え方のもと、家庭、地域、事業所等での自主的備蓄を推進するとともに、原則として地域完結型の備蓄を心がけるよう努めます。また、<u>備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとし、例えば、</u>ライフラインが断絶された場合においても、水等を使用せずに授乳できる乳児用液体ミルクの確保に努めるとともに、子育て世代の方などが乳児用液体ミルクに関して正しく理解し、適切に使用できるよう、普及啓発を行います。</p> <p>さらに、他市町村との相互応援協定や、防災関係機関及び流通在庫等の保有業者と協力体制を整備することにより、円滑な食料・物品等の確保を図ります。</p> <p>第5項～第7項 (略) 第8項 災害用トイレの確保</p> <p><u>災害時</u>、水洗トイレが機能しなくなり、排泄物の処理が滞ると、ノロウイルス等による感染症や害虫の発生が引き起こされます。また、トイレの敬遠によって、水分や食品接種を控えることで脱水症</p>	<p>第18節 ライフライン・生活支援対策 第1項～第3項 (略) 第4項 食料、飲料水、生活必需品の確保</p> <p>瑞浪市は、物資の調達・輸送が平時のように実施できないという認識に立って防災備蓄計画の策定を進め、災害が発生した場合に緊急に必要となる食料、飲料水、<u>生活必需品</u></p> <p>_____の確保・供給に努めます。また、自助・共助の考え方のもと、家庭、地域、事業所等での自主的備蓄を推進するとともに、原則として地域完結型の備蓄を心がけるよう努めます。また、</p> <p>_____ライフラインが断絶された場合においても、水等を使用せずに授乳できる乳児用液体ミルクの確保に努めるとともに、子育て世代の方などが乳児用液体ミルクに関して正しく理解し、適切に使用できるよう、普及啓発を行います。</p> <p>さらに、他市町村との相互応援協定や、防災関係機関及び流通在庫等の保有業者と協力体制を整備することにより、円滑な食料・物品等の確保を図ります。</p> <p>第5項～第6項 (略) 第7項 災害用トイレの確保</p> <p><u>災害が発生し</u>、水洗トイレが機能しなくなり、排泄物の処理が滞ると、ノロウイルス等による感染症や害虫の発生が引き起こされます。また、トイレの敬遠によって、水分や食品接種を控えることで脱水症</p>	<p>計 画 に 合 整 (防 災 基 本 計 画 の 修 正)</p>
8 項				<p>計 画 に 合 整 (防 災 基 本 計 画 の</p>

3 項	<p>支援等関係者本人の生命及び身体の安全を守ることが大前提となる。</p> <p>2 <u>災害時</u> 等において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するため、特に必要があると判断される場合は、本人の同意がなくても、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動支援等関係者に対して、名簿情報を提供できる。</p> <p>第3項 社会福祉施設等における体制の強化</p> <p>要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ自衛消防隊等を整備するとともに、災害時の職員の職務分担、動員計画、非常招集体制及び避難誘導体制等を確立することにより、災害予防や災害時の迅速かつ的確な対応に努めます。また、災害時の電気・水道・ガス等の供給停止に備え、食料、燃料、生活必需品等の備蓄、<u>さらに発災後72時間の事業継続が可能となる非常用発電設備を整備するよう努めます。</u></p> <p>入所施設においては、要配慮者の安全確保を第一に考え、夜間・休日等でも対応できるよう体制の整備に努めます。また、近隣施設、市民やボランティア組織等と連携し、施設利用者の実態に応じた体制づくりを進めます。</p> <p>瑞浪市は、災害時における社会福祉施設等との情報収集・伝達体制の確立に努めます。</p>	<p>支援等関係者本人の生命及び身体の安全を守ることが大前提となる。</p> <p>2 <u>災害発生時</u> 等において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するため、特に必要があると判断される場合は、本人の同意がなくても、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動支援等関係者に対して、名簿情報を提供できる。</p> <p>第3項 社会福祉施設等における体制の強化</p> <p>要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ自衛消防隊等を整備するとともに、災害時の職員の職務分担、動員計画、非常招集体制及び避難誘導体制等を確立することにより、災害予防や災害時の迅速かつ的確な対応に努めます。また、災害時の電気・水道・ガス等の供給停止に備え、食料、燃料、生活必需品等の備蓄<u>を行います。</u></p> <p>入所施設においては、要配慮者の安全確保を第一に考え、夜間・休日等でも対応できるよう体制の整備に努めます。また、近隣施設、市民やボランティア組織等と連携し、施設利用者の実態に応じた体制づくりを進めます。</p> <p>瑞浪市は、災害時における社会福祉施設等との情報収集・伝達体制の確立に努めます。</p>	修正)
7 項	<p>第4項～第6項 (略)</p> <p>第7項 浸水想定区域内の要配慮者利用施設の避難対策</p> <p>浸水想定区域に指定された地区については、瑞浪市は、それぞれの浸水想定区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所をはじめ、円滑かつ迅速な避難の確保を図る上で必要な事項を定めます。また、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設(病院、授産施設等、一覧は資料編を参照)についても、利用者が円滑かつ迅速に避難できるよう、洪水予報等を防災行政無線、防災ラジオ、絆メールなどで伝達します。区域内の要配慮者利用施設の管理者は、関係機関の協力</p>	<p>第4項～第6項 (略)</p> <p>第7項 浸水想定区域内の要配慮者利用施設の避難対策</p> <p>浸水想定区域に指定された地区については、瑞浪市は、それぞれの浸水想定区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所をはじめ、円滑かつ迅速な避難の確保を図る上で必要な事項を定めます。また、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設(病院、授産施設等、一覧は資料編参照)についても、利用者が円滑かつ迅速に避難できるよう、洪水予報等を防災行政無線、防災ラジオ、絆メールなどで伝達します。区域内の要配慮者利用施設の管理者は、関係機関の協</p>	県計画に整合(防災基本計画の修正)

	<p>を得て、洪水時等に<u>必要な訓練その他の措置に関する避難確保計画</u>等を策定し、<u>遅滞なく</u>市に報告します。また、当該計画に基づき避難誘導等の訓練を実施するとともに、<u>その結果を市に報告</u>します。</p> <p><u>市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の作成や避難訓練の実施を支援するとともに、計画の作成状況や訓練の実施状況等を定期的に確認するよう努めます。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行います。</u></p>	<p>力を得て、洪水時_____避難確保計画等を策定し、_____市に報告するとともに、当該計画に基づき避難誘導等の訓練を実施_____します。</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>計 画 に 整 合 (防 災 基 本 計 画 の 修 正) 修 正 要 旨 (10)</p>
8 項	<p>第8項 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難対策</p> <p>土砂災害警戒区域に指定された地区については、警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達方法、避難場所をはじめ、円滑かつ迅速な避難の確保を図る上で必要な事項を定めます。また、土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設(病院、授産施設等、一覧は資料編を参照)についても、利用者が円滑かつ迅速に避難できるよう、土砂災害に関する情報を防災行政無線、防災ラジオ、絆メールなどで伝達します。区域内の要配慮者利用施設の管理者は、関係機関の協力を得て、土砂災害に係る<u>必要な訓練その他の措置に関する避難確保計画</u>等を作成し、<u>遅滞なく市に報告</u>します。また、当該計画に基づき<u>避難誘導等の訓練を実施するとともに、その結果を市に報告</u>します。</p> <p><u>市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の作成や避難訓練の実施を支援するとともに、計画の作成状況や訓練の実施状況等を定期的に確認するよう努めます。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行います。</u></p>	<p>第8項 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難対策</p> <p>土砂災害警戒区域に指定された地区については、警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達方法、避難場所をはじめ、円滑かつ迅速な避難の確保を図る上で必要な事項を定めます。また、土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設(病院、授産施設等、一覧は資料編を参照)についても、利用者が円滑かつ迅速に避難できるよう、土砂災害に関する情報を防災行政無線、防災ラジオ、絆メールなどで伝達します。区域内の要配慮者利用施設の管理者は、関係機関の協力を得て、土砂災害に係る_____避難確保計画等を作成するとともに、_____当該計画に基づき、<u>避難誘導等の訓練を実施_____</u>します。</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>計 画 に 整 合 (防 災 基 本 計 画 の 修 正) 修 正 要 旨 (10)</p>
9 項	<p>第9項 個別避難計画</p> <p>瑞浪市は、<u>地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自主防災組織等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名</u></p>	<p>第9項 個別避難計画</p> <p>瑞浪市は、<u>避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画(個別避難計画)を作成するよう努めます。個別避難計画の作成に当たっては、個別避難計画の作成について避難行動要支援者本人の</u></p>	<p>計 画 に 整 合 (防 災 基 本 計 画 の 修 正) 修 正 要 旨 (10)</p>

		<p><u>簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めます。</u>また、避難行動要支援者の居住地におけるハザードの状況、当事者本人の心身の状況、独居等の居住実態等を考慮し、優先度が高い者から個別避難計画を作成します。</p> <p>市は、個別避難計画に、避難行動要支援者名簿に記載する事項のほか、避難支援等を実施する者や避難場所、避難経路等の事由を記載し、<u>関係者と連携して、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新します。</u>また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても<u>計画</u>の活用に支障が生じないよう、<u>個別避難計画</u>情報の適切な管理に努めます。</p> <p>市は、<u>地域防災計画に定めるところにより</u>消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織<u>など避難支援等に携わる関係者</u>に対し、個別避難計画に係る避難行動要支援者本人及び避難支援等を実施する者の同意を得ることにより、または、市の条例の定め<u>がある場合には</u>、あらかじめ個別避難計画を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図ります。その際、<u>個別避難計画</u>情報の漏えいの防止等必要な措置を講じます。</p> <p><u>市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をします。</u></p> <p><u>市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との統合が図られるよう努めます。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めます。</u></p>	<p><u>同意を得た者から作成します。</u></p> <p>また、避難行動要支援者の居住地におけるハザードの状況、当事者本人の心身の状況、独居等の居住実態等を考慮し、優先度が高い者から個別避難計画を作成します。</p> <p>市は、個別避難計画に、避難行動要支援者名簿に記載する事項のほか、避難支援等を実施する者や避難場所、避難経路等の事由を記載し、<u>医療・福祉関係者と連携し、その心身の状況に応じて記載内容を更新するほか、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等に変更があった場合にも適時適切に更新します。</u>また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても<u>名簿</u>の活用に支障が生じないよう、<u>名簿</u>情報の適切な管理に努めます。</p> <p>市は、<u>避難支援等に携わる関係者として地域防災計画に定めた</u>消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織<u>等</u>に対し、個別避難計画に係る避難行動要支援者本人及び避難支援等を実施する者の同意を得ることにより、または、市の条例の定め<u>により</u>、あらかじめ個別避難計画を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図ります。その際、<u>名簿</u>情報の漏えいの防止等必要な措置を講じます。</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>と 整 合) 修 正 要 旨 (8)</p> <p>県 計 画 に 合 整 (防 災 基 本 計 画 整 合)</p> <p>県 計 画 に 合 整 (防 災 基 本 計 画 と 整 合) 修 正 要 旨 (7)</p>
21 節	P53- 1	<p>第2 1 節 ボランティア活動の推進 第1 項～第3 項 (略)</p>	<p>第2 1 節 ボランティア活動の推進 第1 項～第3 項 (略)</p>	

		<p>第4項 ボランティア意識の啓発</p> <p>瑞浪市は、県社会福祉協議会、市社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部、瑞浪災害救援ボランティア、NPO・ボランティア等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や、これらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築に努め、市民のボランティア意識の啓発及び、ボランティア活動に参加しやすい環境づくりを推進します。</p> <p>また、市は、行政、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等が連携し、平常時の登録、研修や<u>訓練</u>の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について<u>整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進します。</u></p>	<p>第4項 ボランティア意識の啓発</p> <p>瑞浪市は、県社会福祉協議会、市社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部、瑞浪災害救援ボランティア、NPO・ボランティア等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や、これらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築に努め、市民のボランティア意識の啓発及び、ボランティア活動に参加しやすい環境づくりを推進します。</p> <p>また、市は、行政、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等が連携し、平常時の登録、研修_____制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について_____意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進します。</p>	<p>県計 画に 整合 （防 災基 本計 画の 修正）</p>
23 節	P54- 2	<p>第23節 孤立地域防止対策の推進</p> <p>第1項～第4項 （略）</p> <p>第5項 孤立<u>地域</u>対策指針の推進</p> <p>瑞浪市は、県が定める孤立<u>地域</u>対策指針により、その他対策の実施に努めます。</p>	<p>第23節 孤立地域防止対策の推進</p> <p>第1項～第4項 （略）</p> <p>第5項 孤立<u>集落</u>対策指針の推進</p> <p>瑞浪市は、県が定める孤立<u>集落</u>対策指針により、その他対策の実施に努めます。</p>	<p>県計 画に 整合 （文 言の 修正）</p>
24 節	P54- 3	<p>第24節 大規模停電対策</p> <p>【実施担当部署】危機管理室、土木課、<u>環境課</u></p> <p>第1項 方針</p> <p>市は、大規模市は、大規模かつ長期停電の未然の防止や発生した場合の被害の軽減を図るため、事前の防止対策や代替電源の確保等を行います。</p> <p>第2項 連携の強化 （略）</p> <p>第3項 事前防止策 （略）</p> <p>第4項 代替電源の確保（略）</p> <p><u>第5項 新エネルギーシステムの普及促進</u></p> <p><u>市は、停電時における電力確保に有効な太陽光発電設備、蓄電池等の</u></p>	<p>第24節 大規模停電対策</p> <p>【実施担当部署】危機管理室、土木課_____</p> <p>第1項 方針</p> <p>市は、大規模市は、大規模かつ長期停電の未然の防止や発生した場合の被害の軽減を図るため、事前の防止対策や代替電源の確保等を行います。</p> <p>第2項 連携の強化 （略）</p> <p>第3項 事前防止策 （略）</p> <p>第4項 代替電源の確保（略）</p> <p><u>（新規）</u></p>	<p>所管 部 （環 境課） 修正 意見</p> <p>所管 部 （環 境課） 修正</p>

		<u>新エネルギーシステムの普及促進を図ります。</u>									意見
3章 1節 1項	P55 ～57	第3章 災害応急対策				第3章 災害応急対策					
		第1節 本部活動体制				第1節 本部活動体制					
		第1項 災害対策本部運用計画				第1項 災害対策本部運用計画					
		1 風水害時の体制と災害対策本部の設置基準				1 風水害時の体制と災害対策本部の設置基準					
		基準	体制をとる部(班)	主な活動内容	災害対策本部		基準	体制をとる部(班)	主な活動内容	災害対策本部	
		準備体制	(略)	(略)	(略)	(略)	準備体制	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		第2警戒体制	(略)	① 危機管理室長、 民生部長、経済部長、建設部長、教育委員会事務局長、消防長 ② 【危機管理室】 全員、コミュニティー班 (略) 民生部長、経済部長、建設部長、教育委員会事務局長、消防長 ② 【危機管理室】 全員、コミュニティー班	① 【危機管理室】 各種気象・地震情報の収集と連絡、各班の参集状況の確認、第1非常体制の移行、災害対策本部設置の準備、広報車両の準備 (コミュニティー班) 避難所開設準備、消防団拠点室の提供準備 ② 【民生部】 (社会福祉班) 社会福祉施設の状況調査、避難所の開設準備(子育て支援班) 児童福祉施設の状況調査、避難所の開設準備(高齢福祉班) 高齢者施設等の状況調査、避難所の開設準備(健康づくり班) 医療衛生施設の状況調査 ③ 【経済部】 (農林班) 防災ダム、ため池、農業関連施設等情報収集(清掃班) 可燃物焼却施設及び不燃物最終処分場	(略)	第2警戒体制	(略)	① 危機管理室長、 <u>総務部長</u> 、民生部長、経済部長、建設部長、教育委員会事務局長、消防長 ② 【危機管理室】 全員、コミュニティー班 (略)	① 【危機管理室】 各種気象・地震情報の収集と連絡、各班の参集状況の確認、第1非常体制の移行、災害対策本部設置の準備、広報車両の準備 (コミュニティー班) 避難所開設準備、消防団拠点室の提供準備 ② 【民生部】 (社会福祉班) 社会福祉施設の状況調査、避難所の開設準備(子育て支援班) 児童福祉施設の状況調査、避難所の開設準備(高齢福祉班) 高齢者施設等の状況調査、避難所の開設準備(健康づくり班) 医療衛生施設の状況調査 ③ 【経済部】 (農林班) 防災ダム、ため池、農業関連施設等情報収集(清掃班) 可燃物焼却施設及び不燃物最終処分場	(略)

所管部
(クリーンセンター)

		(略)	の点検 <u>(地震時のみ)</u>				の点検 _____		修正 意見 県修 正意 見	
第2 非常 体制	①特別警 報が <u>発表</u> された場 合 (略)	(略)	(略)	(略)	第2 非常 体制	①特別警 報が <u>発令</u> された場 合 (略)	(略)	(略)		
<p>2 職員の配備</p> <p>災害が発生した場合や発生のおそれがある場合、各職員は、市災害対策本部の設置又は配備のいかんにかかわらずそれぞれの任務につきま。各部班は職員別にあらかじめ配備場所を定めますが、本部員は直ちに本部室に集合できるようそれぞれ配属課において待機(勤務)します。</p> <p>3 災害時の対応</p> <p>風水害、地震災害、事故災害及び原子力災害が発生した場合、市は、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等、必要な体制をとります。収集された情報より大規模な被害が発生していると認められるときは、現地災害対策本部を設置します。</p> <p>また、道路管理者や関係事業者等は、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部の設置等、必要な体制を速やかにとるとともに、市や所轄機関に対して、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について連絡します。</p> <p><u>災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分します。</u></p> <p>4 災害対策本部の設置・廃止</p> <p>市の災害対策本部 _____ は、市庁舎内の2階</p>					<p>2 職員の配備</p> <p>災害が発生した場合や発生のおそれがある場合、各職員は、市災害対策本部の設置又は配備のいかんにかかわらずそれぞれの任務につきま。各部班は職員別にあらかじめ配備場所を定めますが、本部員は直ちに本部室に集合できるようそれぞれ配属課において待機(勤務)します。</p> <p>3 災害時の対応</p> <p>風水害、地震災害、事故災害及び原子力災害が発生した場合、市は、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等、必要な体制をとります。収集された情報より大規模な被害が発生していると認められるときは、現地災害対策本部を設置します。</p> <p>また、道路管理者や関係事業者等は、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部の設置等、必要な体制を速やかにとるとともに、市や所轄機関に対して、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について連絡します。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>4 災害対策本部の設置・廃止</p> <p>市の災害対策本部 <u>(以下「市本部」という)</u> は、市庁舎内の2階</p>					県計 画に 整合 (防 災基 本計 画の 修正)

		<p>大会議室（又は保健センター3階大会議室）に設置します本部が開設されない場合、職員は、各課（班）において任務にあたります。ただし、市庁舎が被災して使用できない等、特別の場合は、①瑞浪市総合消防防災センター、②被災を免れた近くの公共施設等、の順序で当該施設に市本部を設置します。</p> <p>市本部を設置した場合、本部長は、市長が務めます。本部長（市長）が不在の場合は、①副市長（副本部長）、②教育長（副本部長）、③総務部長、④まちづくり推進部長、⑤民生部長の順序で当該役職のものが本部長の職務代理者となります。</p> <p>災害の予防及び応急対策がおおむね終了したとき、あるいは、予想された災害の危険がなくなったと判断されるときには、市本部等を解散します。</p> <p>5 （略）</p>	<p>大会議室（又は保健センター3階大会議室）に設置します本部が開設されない場合、職員は、各課（班）において任務にあたります。ただし、市庁舎が被災して使用できない等、特別の場合は、①瑞浪市総合消防防災センター、②被災を免れた近くの公共施設等、の順序で当該施設に市本部を設置します。</p> <p>市本部を設置した場合、本部長は、市長が務めます。本部長（市長）が不在の場合は、①副市長（副本部長）、②教育長（副本部長）、③総務部長、④まちづくり推進部長、⑤民生部長の順序で当該役職のものが本部長の職務代理者となります。</p> <p>災害の予防及び応急対策がおおむね終了したとき、あるいは、予想された災害の危険がなくなったと判断されるときには、市本部等を解散します。</p> <p>5 （略）</p>	
2 節 5 項	P63	<p>第2節 災害動員計画</p> <p>第1項～第4項 （略）</p> <p>第5項 広域応援体制の確立</p> <p>1 （略）</p> <p>2 広域対策職員派遣制度の活用</p> <p>瑞浪市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めます。</p> <p>3 広域職員の派遣及び受入に際しての感染症対策</p> <p>瑞浪市は、応援職員を他団体へ派遣する場合又は他団体から受け入れる場合には、応援職員に対し、派遣期間中の感染症対策及び派遣期間前後における体調確認の実施を徹底させるとともに、<u>会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮します。</u></p>	<p>第2節 災害動員計画</p> <p>第1項～第4項 （略）</p> <p>第5項 広域応援体制の確立</p> <p>1 （略）</p> <p>2 広域対策職員派遣制度の活用</p> <p>瑞浪市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めます。</p> <p>3 広域職員の派遣及び受入に際しての感染症対策</p> <p>瑞浪市は、応援職員を他団体へ派遣する場合又は他団体から受け入れる場合には、応援職員に対し、派遣期間中の感染症対策及び派遣期間前後における体調確認の実施を徹底させ<u>ます。</u></p>	<p>県計画に整合（防災基本計画の修正）</p>
3 節 1	P64	<p>第3節 交通計画</p> <p>第1項 道路交通対策</p>	<p>第3節 交通計画</p> <p>第1項 道路交通対策</p>	

項		<p>1～2 (略)</p> <p>3 規制の実施</p> <p>災害によって道路施設に被害が発生した場合や発生するおそれがある場合において、交通の安全と道路施設保全上、又は、交通確保のために必要があると認められるとき、 (略)</p> <p>土木班は、災害の状況によっては、道路管理者等による規制が間に合わない場合も想定されることから、関係機関と密接に連絡をとり、規制が適切に実施されるよう配慮します。警察は、必要に応じて「災害時における交通誘導業務等に関する協定」に基づき、<u>(一社)</u>岐阜県警備業協会に対して交通誘導の実施等を要請します。</p>	<p>1～2 (略)</p> <p>3 規制の実施</p> <p>災害によって道路施設に被害が発生した場合や発生するおそれがある場合において、交通の安全と道路施設保全上、又は、交通確保のために必要があると認められるとき、 (略)</p> <p>土木班は、災害の状況によっては、道路管理者等による規制が間に合わない場合も想定されることから、関係機関と密接に連絡をとり、規制が適切に実施されるよう配慮します。警察は、必要に応じて「災害時における交通誘導業務等に関する協定」に基づき、<u>(社)</u>岐阜県警備業協会に対して交通誘導の実施等を要請します。</p>	誤記修正
5節3項	P74～P76	<p>第5節 災害防除計画</p> <p>第1項 事前措置に関する計画 (略)</p> <p>第2項 消防計画</p> <p>1 火災への対応</p> <p><u>2 活動における感染症対策</u></p> <p><u>災害現場で活動する各機関は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底します。</u></p> <p><u>3 原子力災害に伴う火災への対応</u></p> <p><u>4 参事ストレス対策</u></p> <p>第3項 水防計画</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 出動要請</p> <p>土木班は、河川等が<u>氾濫</u>注意水位に達したとき、又は気象注意報、水防警報等により消防団の出動が必要であると認めるときは、消防部を通じて消防団長に消防団の出動を要請します。要請を受けた消防団長は、各分団長に出動場所を指示し、出動を命じます。出</p>	<p>第5節 災害防除計画</p> <p>第1項 事前措置に関する計画 (略)</p> <p>第2項 消防計画</p> <p>1 火災への対応</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>2 原子力災害に伴う火災への対応</u></p> <p><u>3 参事ストレス対策</u></p> <p>第3項 水防計画</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 出動要請</p> <p>土木班は、河川等が<u>はん濫</u>注意水位に達したとき、又は気象注意報、水防警報等により消防団の出動が必要であると認めるときは、消防部を通じて消防団長に消防団の出動を要請します。要請を受けた消防団長は、各分団長に出動場所を指示し、出動を命じます。出</p>	計画に整合(防災基本計画の修正)修正要旨(6)

		<p>動を命じられた分団長は、消防団長が指示する箇所の警戒にあたる とともに、団員の出勤状況(氏名、人員、装備、期間等)を速やかに 把握し、消防団長に報告します。</p>	<p>動を命じられた分団長は、消防団長が指示する箇所の警戒にあたる とともに、団員の出勤状況(氏名、人員、装備、期間等)を速やかに 把握し、消防団長に報告します。</p>	
6 節 2 項	P80 ～ P84	<p>第6節 り災者救助保護計画</p> <p>第1項 (略)</p> <p>第2項 避難計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 注意喚起及び高齢者等避難の発信</p> <p>水害や土砂災害が発生するおそれがある場合は、必要な地域の必 要と認める市民等に降雨、河川水位、異常現象等の情報を知らせ て注意喚起するとともに、その状況に応じて市民等が自ら危険性を判 断して速やかに避難する「自主避難」を促します。</p> <p>また、<u>避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時 間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早め の段階で避難行動を開始することを求めるとともに高齢者等以外の 者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、 自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達します。</u></p> <p>3～8 (略)</p> <p>9 避難所の指定</p> <p>市本部は、避難指示者等と協議し、災害の規模・発生状況等に 応じて、あらかじめ指定しておいた避難所(以下「指定避難所」とい う。)の中から避難に適した場所を指定します。<u>市本部は、災害の 規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努 めます。</u>指定の際は、あらかじめ施設の安全性を確認します。ただ し、ライフラインの回復に時間がかかる、道路の途絶による孤立が 続くと見込まれる場合は、原則として指定しないものとします。ま た、いずれの指定避難所も適当でないときは、地域の避難所(地域の 区長等と協議し、クラブ、集会場等を指定)や縁故者宅等に避難させ ます(この場合も併せて避難者として報告)。さらに、指定避難所だ</p>	<p>第6節 り災者救助保護計画</p> <p>第1項 (略)</p> <p>第2項 避難計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 注意喚起及び高齢者等避難の発信</p> <p>水害や土砂災害が発生するおそれがある場合は、必要な地域の必 要と認める市民等に降雨、河川水位、異常現象等の情報を知らせ て注意喚起するとともに、その状況に応じて市民等が自ら危険性を判 断して速やかに避難する「自主避難」を促します。</p> <p>また、<u>避難行動に時間を要する要配慮者等や浸水想定区域内及び 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、状況に応じて 高齢者等避難を発信し、早めの避難行動を求めます。</u></p> <p>3～8 (略)</p> <p>9 避難所の指定</p> <p>市本部は、避難指示者等と協議し、災害の規模・発生状況等に 応じて、あらかじめ指定しておいた避難所(以下「指定避難所」とい う。)の中から避難に適した場所を指定します。 _____</p> <p>_____</p> <p>指定の際は、あらかじめ施設の安全性を確認します。ただ し、ライフラインの回復に時間がかかる、道路の途絶による孤立が 続くと見込まれる場合は、原則として指定しないものとします。ま た、いずれの指定避難所も適当でないときは、地域の避難所(地域の 区長等と協議し、クラブ、集会場等を指定)や縁故者宅等に避難させ ます(この場合も併せて避難者として報告)。さらに、指定避難所だ</p>	<p>県 計 画 整 合 (防 災 基 本 計 画 修 正)</p> <p>県 計 画 整 合 (防 災 基 本 計 画 修 正)</p>

	<p>けでは、施設が量的に不足する場合や、感染症拡大防止の観点から避難所の収容人数を考慮して、<u>国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めます。</u>なお、避難指示によらず避難する場合は、直ちにその旨を市本部に連絡し、その後の処理について社会福祉班の指示に従います。</p> <p>指定避難所が野外で、避難者を収容保護することが困難な場合等は、集団的に収容保護できるテント等適当な施設へ移送して保護します。</p> <p><u>市本部は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めます。</u></p> <p>10 避難所の開設及び収容</p> <p>社会福祉・教育各班(教育総務班、学校教育班)は、避難所を開設した場合、速やかに県支部総務班を経由して県本部防災班に連絡するとともに、その後の収容状況を毎日報告します。また、避難所には、本部職員を駐在員として派遣します。駐在員は、社会福祉・教育各班の指示に従い、収容状況の把握、飲料水・食料品・生活必需品等の配分、防疫清掃等衛生管理等、避難所の管理と収容者の保護にあたります。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めます。</p> <p><u>市本部は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めます。</u></p> <p><u>市は、被災地において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症</u></p>	<p>けでは、施設が量的に不足する場合や、感染症拡大防止の観点から避難所の収容人数を考慮して、<u>民間避難所の開設を要請するなど、多様な避難所の確保に努めます。</u></p> <p>_____なお、避難指示によらず避難する場合は、直ちにその旨を市本部に連絡し、その後の処理について社会福祉班の指示に従います。</p> <p>指定避難所が野外で、避難者を収容保護することが困難な場合等は、集団的に収容保護できるテント等適当な施設へ移送して保護します。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>10 避難所の開設及び収容</p> <p>社会福祉・教育各班(教育総務班、学校教育班)は、避難所を開設した場合、速やかに県支部総務班を経由して県本部防災班に連絡するとともに、その後の収容状況を毎日報告します。また、避難所には、本部職員を駐在員として派遣します。駐在員は、社会福祉・教育各班の指示に従い、収容状況の把握、飲料水・食料品・生活必需品等の配分、防疫清掃等衛生管理等、避難所の管理と収容者の保護にあたります。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めます。</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>県 計 画 整 合 (防 災 基 本 計 画 の 修 正)</p> <p>県 計 画 整 合 (防 災 基 本 計 画 の 修 正)</p> <p>県 計 画 整 合 (防 災 基 本 計 画 の 修 正)</p>
--	---	--	--

の発生、拡大がみられる場合は、危機管理室と社会福祉・教育各班及び健康づくり班が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めます。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、社会福祉・教育各班及び健康づくり班は、危機管理室に対し、避難所の運営に必要な情報を共有します。

避難所の開設や避難者の収容保護に必要な労力は、避難者、市民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力を得るとともに、不足するときはボランティア等に協力を要請します。併せて、避難所の運営への女性の参画を推進し、男女のニーズの違いや性的マイノリティに配慮します。また、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めます。

市本部は、避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等について、避難者、市民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めます。また、避難者に係る情報の早期把握に努めるとともに、特に負傷者、災害遺児、衰弱した高齢者、障がい者等の要配慮者の所在把握に努め、必要な保護を講じます(要配慮者の健康状態把握と要配慮者への情報提供には十分配慮)。さらに、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとなるよう努めるとともに、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保等にも配慮します。

社会福祉・教育各班は、危機管理室を通じて、避難者の収容保護に必要な物資を確保するとともに、仮設トイレの設置等を行います。必要な物資等の確保が困難な場合は、危機管理室が県支部総務班を通じ県本部防災班に要請します。

市本部は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全

避難所の開設や避難者の収容保護に必要な労力は、避難者、市民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力を得るとともに、不足するときはボランティア等に協力を要請します。併せて、避難所の運営への女性の参画を推進し、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮します。また、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めます。

市本部は、避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等について、避難者、市民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めます。また、避難者に係る情報の早期把握に努めるとともに、特に負傷者、災害遺児、衰弱した高齢者、障がい者等の要配慮者の所在把握に努め、必要な保護を講じます(要配慮者の健康状態把握と要配慮者への情報提供には十分配慮)。さらに、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとなるよう努めるとともに、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保等にも配慮します。

社会福祉・教育各班は、危機管理室を通じて、避難者の収容保護に必要な物資を確保するとともに、仮設トイレの設置等を行います。必要な物資等の確保が困難な場合は、危機管理室が県支部総務班を通じ県本部防災班に要請します。

(新規)

正) 修正
要旨
(6)

県
計
画
に
整
合
(
県
防
災
会
議
会
委
員
の
意
見)

	<p><u>に配慮するよう努めます。また、県警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めます。</u></p> <p>市本部は、自宅や親戚・知人宅等の指定避難所以外への避難者____に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めます。</p> <p>なお、災害の規模、り災者の避難・収容状況、避難の長期化等の状況によっては、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を促します。</p> <p><u>1.1 避難情報の把握</u></p> <p><u>市は、感染症予防等により避難所以外への多様な避難形態が発生することを踏まえ、住民の安否や必要な支援についての情報を把握・確認する体制の構築に努めます。</u></p> <p><u>1.2 避難所の開設期間</u></p> <p>避難所の開設、収容、保護の期間は災害発生の日から7日間とします。ただし、8日目以降においても多数の収容者を続けて収容する必要のあるときは、災害発生後5日目以内に県支部(救助班)を経て、県本部に開設期間の延長を要請します。</p> <p><u>1.3 応援の要請</u></p> <p>広範かつ大規模な災害のため瑞浪市内において避難者の収容保護ができない場合、社会福祉班は、危機管理室を通じて、県支部(総務班)に応援要請をします。ただし、緊急を要する場合は、直接県本部(防災班)又は隣接市町、県支部(警察班)に応援を要請します。</p> <p><u>1.4 広域避難</u></p> <p><u>災害時、市は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、住民等の生命又は身体を災害から保護するため、市外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては、当該市町村に直接協議し、他の都道府県への受入れについては県に当該他の都道府県との協議するよう求めます。なお、事態に照らし緊急を要すると</u></p>	<p>市____は、自宅や親戚・知人宅等の指定避難所以外に避難した被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めます。</p> <p>なお、災害の規模、り災者の避難・収容状況、避難の長期化等の状況によっては、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を促します。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>1.1 避難所の開設期間</u></p> <p>避難所の開設、収容、保護の期間は災害発生の日から7日間とします。ただし、8日目以降においても多数の収容者を続けて収容する必要のあるときは、災害発生後5日目以内に県支部(救助班)を経て、県本部に開設期間の延長を要請します。</p> <p><u>1.2 応援の要請</u></p> <p>広範かつ大規模な災害のため瑞浪市内において避難者の収容保護ができない場合、社会福祉班は、危機管理室を通じて、県支部(総務班)に応援要請をします。ただし、緊急を要する場合は、直接県本部(防災班)又は隣接市町、県支部(警察班)に応援を要請します。</p> <p><u>1.3 広域避難</u></p> <p><u>災害の規模や、り災者の避難・収容状況、避難の長期化等の状況から、他市町村への避難や他市町村の応急仮設住宅への入居が適切と判断される場合は、必要に応じて、国の非常災害本部等を通して、関係省庁又は都道府県に広域避難収容に関する支援を要請します。他の市町村の区域に滞在させる必要があるときは、その住民等の受入について、県内の他の市町村に協議します。なお、他の都道</u></p>	<p>修正 旨 (11)</p> <p>県計画に 整合 (防 災基 本計 画の 修 正)</p> <p>県計画に 整合 (防 災基 本計 画の</p>
--	--	---	---

8 項		<p>災害が発生し平常の医療が不可能又は困難となった場合、市は、土岐医師会及び東濃厚生病院をもって医療班を編成し、応急医療、助産救助を実施します。医療班は、健康づくり班の要請によって、市の設置する救護所等において診療にあたります。</p> <p>(略)</p> <p>市の医療班の活動は、原則として災害発生後1日～2日間とし、長期間に及ぶときは、県支部保健班に派遣を要請します。また、市本部単独での実施が不可能又は困難である場合は、県本部、日本赤十字社及び岐阜県医師会等が医療班を派遣する等の方法によって実施します。緊急を要する場合は、隣接市町の本部又は医療機関に対して応援の要請をします。大規模災害等によって医療を要する者が多数に及ぶ場合等は、必要に応じて、医療関係機関又は<u>政府本部</u>に対して、<u>県を通じて</u>災害派遣医療チーム(DMAT)等の派遣要請を行います。</p>	<p>災害が発生し平常の医療が不可能又は困難となった場合、市は、土岐医師会及び東濃厚生病院をもって医療班を編成し、応急医療、助産救助を実施します。医療班は、健康づくり班の要請によって、市の設置する救護所等において診療にあたります。</p> <p>(略)</p> <p>市の医療班の活動は、原則として災害発生後1日～2日間とし、長期間に及ぶときは、県支部保健班に派遣を要請します。また、市本部単独での実施が不可能又は困難である場合は、県本部、日本赤十字社及び岐阜県医師会等が医療班を派遣する等の方法によって実施します。緊急を要する場合は、隣接市町の本部又は医療機関に対して応援の要請をします。大規模災害等によって医療を要する者が多数に及ぶ場合等は、必要に応じて、医療関係機関又は<u>国の非常本部等</u>に対して、<u> </u>災害派遣医療チーム(DMAT)等の派遣要請を行います。</p>	<p>県計画に整合(防災基本計画の修正)</p> <p>県修正意見</p>
9 節 1 項	P107	<p>第9節 文教関係の応急対策</p> <p>第1項 被害施設の調査計画</p> <p>1 調査・報告</p> <p>災害によって学校その他の文教関係施設に被害が生じた場合、学校長その他の教育施設の管理者は、被害状況を電話及び文書で速やかに教育総務班に報告します。当該報告に基づき、教育総務班は、県支部<u>総務班</u>を通じ県本部<u>環境生活部</u>に報告します。</p>	<p>第9節 文教関係の応急対策</p> <p>第1項 被害施設の調査計画</p> <p>1 調査・報告</p> <p>災害によって学校その他の文教関係施設に被害が生じた場合、学校長その他の教育施設の管理者は、被害状況を電話及び文書で速やかに教育総務班に報告します。当該報告に基づき、教育総務班は、県支部<u>教育班</u>を通じ県本部<u>教育部</u>に報告します。</p>	<p>県修正意見</p>
9 節 2 項	P108	<p>第9節 文教関係の応急対策</p> <p>第2項 小中学校関係の応急対策</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 児童・生徒の安全確保</p> <p>(略)</p>	<p>第9節 文教関係の応急対策</p> <p>第2項 小中学校関係の応急対策</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 児童・生徒の安全確保</p> <p>(略)</p>	<p>所管部(教育委員会事務局)</p>
9 節 5	P110	<p>第9節 文教関係の応急対策</p> <p>第5項 その他の文教施設関係の応急対策</p>	<p>第9節 文教関係の応急対策</p> <p>第5項 その他の文教施設関係の応急対策</p>	

項		<p>1 公民館、その他社会教育施設の対策</p> <p>公民館、その他の社会教育施設等に災害が発生したときは、県支部<u>総務班</u>を経由して県本部<u>環境生活部</u>に被害状況を報告するとともに、被災施設に対して応急対策等を行います。なお、公民館等の施設が被災した場合は、当該施設が避難所として利用可能かどうか、迅速に市本部に報告します。</p>	<p>1 公民館、その他社会教育施設の対策</p> <p>公民館、その他の社会教育施設等に災害が発生したときは、県支部<u>教育班</u>を経由して県本部<u>教育部</u>に被害状況を報告するとともに、被災施設に対して応急対策等を行います。なお、公民館等の施設が被災した場合は、当該施設が避難所として利用可能かどうか、迅速に市本部に報告します。</p>	<p>県修正意見</p>
第4章 第1節 第2項	P113	<p>第4章 災害復旧計画</p> <p>第1項 (略)</p> <p>第2項 復興計画の策定・推進</p> <p>1 基本方向の決定 (略)</p> <p>2 復興推進体制の確立</p> <p>市及びその他防災関係機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ災害復旧・復興対策体制の整備を図るとともに、被災施設の復旧事業を迅速かつ円滑に実施・支援します。また、市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対して、職員の派遣等の協力を求めます。</p> <p><u>県は、市の被災施設について、復旧工法の早期立案を支援するため、県土木技術職員OBで組織するボランティア団体「災害復旧支援隊(DRS)」を被災地へ派遣します。</u></p>	<p>第4章 災害復旧計画</p> <p>第1項 (略)</p> <p>第2項 復興計画の策定・推進</p> <p>1 基本方向の決定 (略)</p> <p>2 復興推進体制の確立</p> <p>市及びその他防災関係機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ災害復旧・復興対策体制の整備を図るとともに、被災施設の復旧事業を迅速かつ円滑に実施・支援します。また、市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対して、職員の派遣等の協力を求めます。</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>県計画に整合(令和3年8月大雨の検証結果)</p>
3節 第1項	P117	<p>第3節 り災者の支援</p> <p>第1項 り災者の生活支援</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 生活の再建支援</p> <p>市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明します。</p>	<p>第3節 り災者の支援</p> <p>第1項 り災者の生活支援</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 生活の再建支援</p> <p>市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明します。</p>	

		<p>※2～※3 (略)</p> <p>2 組織図</p> <p>(1) 準備体制の組織図 図 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 大雨・洪水注意報のいずれかが発表され、かつ雨量、河川水位等の状況から、危機管理室次長が必要と判断した場合は、危機管理室（1名）に参集を指示する。 <p>(2) 第1警戒体制の組織図 図 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 当番表による担当職員は、勤務時間外に大雨・洪水・暴風警報のいずれかが発表されたときは、速やかに本体制を確保し、危機管理室長（まちづくり推進部長）、必要に応じて<u>民生部長</u>、建設部長へ連絡する。 (略) <p>(3) 第2警戒体制の組織図 <u>*別紙第2のとおり変更する。*</u></p>	<p>※2～※3 (略)</p> <p>2 組織図</p> <p>(1) 準備体制の組織図 図 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 危機管理室次長が次月峠の連続雨量の状況等により必要と判断した場合は、危機管理室（1名）に参集を指示する。 <p>(2) 第1警戒体制の組織図 図 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 当番表による担当職員は、勤務時間外に大雨・洪水・暴風警報のいずれかが発表されたときは、速やかに本体制を確保し、危機管理室長（まちづくり推進部長）、必要に応じて<u>総務部長</u>、<u>民生部長</u>、建設部長へ連絡する。 (略) <p>(3) 第2警戒体制の組織図</p>	<p>県修正意見</p> <p>体制移行判断基準の変更</p> <p>組織改編修正要旨 (14)</p>																				
資料集4	P2～3	<p>4 防災関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 指定地方公共機関</p> <table border="1" data-bbox="295 1015 1117 1370"> <thead> <tr> <th>機関名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(一社)土岐医師会 東濃厚生病院 瑞浪歯科医師会 瑞浪市薬剤師会</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(一社)岐阜県エルピーガス協会 土岐支部瑞浪地区会</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東濃鉄道(株) 平和コーポレーション(株)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名称	事務又は業務の大綱	(一社)土岐医師会 東濃厚生病院 瑞浪歯科医師会 瑞浪市薬剤師会	(略)	(略)	(略)	(一社)岐阜県エルピーガス協会 土岐支部瑞浪地区会	(略)	東濃鉄道(株) 平和コーポレーション(株)	(略)	<p>4 防災関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 指定地方公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1144 1015 1966 1370"> <thead> <tr> <th>機関名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(社)土岐医師会 東濃厚生病院 瑞浪歯科医師会 瑞浪市薬剤師会</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(社)岐阜県エルピーガス協会 土岐支部瑞浪地区会</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東濃鉄道(株) 平和コーポレーション(株)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名称	事務又は業務の大綱	(社)土岐医師会 東濃厚生病院 瑞浪歯科医師会 瑞浪市薬剤師会	(略)	(略)	(略)	(社)岐阜県エルピーガス協会 土岐支部瑞浪地区会	(略)	東濃鉄道(株) 平和コーポレーション(株)	(略)	<p>県修正意見</p>
機関名称	事務又は業務の大綱																							
(一社)土岐医師会 東濃厚生病院 瑞浪歯科医師会 瑞浪市薬剤師会	(略)																							
(略)	(略)																							
(一社)岐阜県エルピーガス協会 土岐支部瑞浪地区会	(略)																							
東濃鉄道(株) 平和コーポレーション(株)	(略)																							
機関名称	事務又は業務の大綱																							
(社)土岐医師会 東濃厚生病院 瑞浪歯科医師会 瑞浪市薬剤師会	(略)																							
(略)	(略)																							
(社)岐阜県エルピーガス協会 土岐支部瑞浪地区会	(略)																							
東濃鉄道(株) 平和コーポレーション(株)	(略)																							

《令和4年度》 瑞浪市地域防災計画新旧対照表 【マニュアル編】

修正箇所		修正案				現計画				備考
M3-06-01	M-22	M3-06-01 応急救助の手続き <u>*別紙第3のとおり変更する。</u>				M3-06-01 応急救助の手続き				県修正意見（災害対策基本法改正）
M3-06-02	M-23	M3-06-02 避難計画 <u>*別紙第4のとおり変更する。</u>				M3-06-02 避難計画				県修正意見（災害対策基本法改正）
M3-06-06	M-31	M3-06-06 応急住宅対策				M3-06-06 応急住宅対策				所管部（都市計画課） 修正意見
		部	班	業務内容	摘要	部	班	業務内容	摘要	
		建設部は、応急住宅対策を実施する	1-1 都市計画班は、住宅復興方針を決定する	1-1-1 住宅復興および住宅に関する応急対策の基本方針を、本部員会議に諮り決定する(略)	(略)	建設部は、応急住宅対策を実施する	1-1 都市計画班は、住宅復興方針を決定する	1-1-1 住宅復興および住宅に関する応急対策の基本方針を、本部員会議に諮り決定する(略)	(略)	
			(略)	(略)					1-1-2 災害復興住宅建設補修資金の責務保障について、市議会の議決を得る	
	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)				

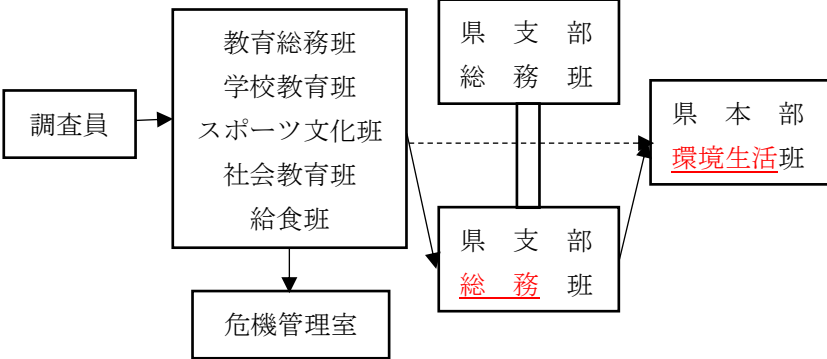
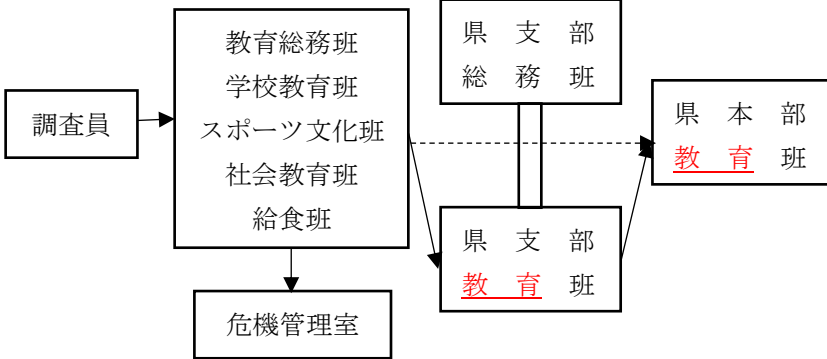
《令和4年度》 瑞浪市地域防災計画新旧対照表 【資料編】

修正箇所		修正案		現計画		備考
目次	i	瑞浪市地域防災計画 資料編		瑞浪市地域防災計画 資料編		目次の修正
		S1-01-01-01	瑞浪市防災会議条例・・・・・・・・・・S-1	S1-01-01-01	瑞浪市防災会議条例・・・・・・・・・・S-1	
		S1-04-01-01	岐阜県災害対策本部（県本部）	S1-04-01-01	岐阜県災害対策本部（県本部）	

		県支部組織表：令和 <u>4</u> 年度・・・・・・・・・・S-3 S2-02-01-01 崩壊土砂流出危険地区一覧・・・・・・・・・・S-7 S2-02-01-02 山腹崩壊危険区域一覧・・・・・・・・・・S-11 S2-02-03-01 土砂災害警戒区域一覧・・・・・・・・・・S-13 S2-02-03-02 地すべり <u>防止区域</u> ・・・・・・・・・・S-32-1	県支部組織表：令和 <u>2</u> 年度・・・・・・・・・・S-3 S2-02-01-01 崩壊土砂流出危険地区一覧・・・・・・・・・・S-7 S2-02-01-02 山腹崩壊危険区域一覧・・・・・・・・・・S-11 S2-02-03-01 土砂災害警戒区域一覧・・・・・・・・・・S-13 S2-02-03-02 地すべり <u>危険箇所等一覧</u> ・・・・・・・・・・S-32-1																																									
S1-04-01-01	S3～S6	S1-04-01-01 岐阜県災害対策本部（県本部）・県支部組織表：令和4年度 <u>*別紙第5のとおり変更する。</u>	S1-04-01-01 岐阜県災害対策本部（県本部）・県支部組織表：令和4年度	県修正意見 修正要旨 (15)																																								
S2-02-03-01	S13～S31-4	S2-02-03-01 土砂災害警戒区域一覧 <u>*別紙第6のとおり変更する。</u>	S2-02-03-01 土砂災害警戒区域一覧	修正要旨 (16)																																								
S2-02-03-02	S32-1	S2-02-03-02 <u>地すべり防止区域</u> <u>*別紙第7のとおり変更する。</u>	S2-02-03-02 <u>地すべり危険箇所等一覧</u>	修正要旨 (16)																																								
S2-02-03-03	S32-2	S2-02-03-03 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設 <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名称</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>FAX番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有料老人ホーム 瑞浪りおん</td> <td>瑞浪市山田町128-1</td> <td>67-3610</td> <td>67-3612</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>さてらいと日吉デ イサービス</td> <td>瑞浪市日吉町4117-4</td> <td>69-1055</td> <td>69-1056</td> </tr> <tr> <td><u>デイサービスいろ はカフェ</u></td> <td><u>瑞浪市日吉町4702</u></td> <td><u>51-2952</u></td> <td><u>51-2749</u></td> </tr> </tbody> </table>	施設名称	所在地	電話番号	FAX番号	有料老人ホーム 瑞浪りおん	瑞浪市山田町128-1	67-3610	67-3612	(略)	(略)	(略)	(略)	さてらいと日吉デ イサービス	瑞浪市日吉町4117-4	69-1055	69-1056	<u>デイサービスいろ はカフェ</u>	<u>瑞浪市日吉町4702</u>	<u>51-2952</u>	<u>51-2749</u>	S2-02-03-03 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設 <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名称</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>FAX番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有料老人ホーム 瑞浪りおん</td> <td>瑞浪市山田町128-1</td> <td>67-3610</td> <td>67-3612</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>さてらいと日吉デ イサービス</td> <td>瑞浪市日吉町4117-4</td> <td>69-1055</td> <td>69-1056</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"><u>(新規)</u></td> </tr> </tbody> </table>	施設名称	所在地	電話番号	FAX番号	有料老人ホーム 瑞浪りおん	瑞浪市山田町128-1	67-3610	67-3612	(略)	(略)	(略)	(略)	さてらいと日吉デ イサービス	瑞浪市日吉町4117-4	69-1055	69-1056	<u>(新規)</u>				新規開設
施設名称	所在地	電話番号	FAX番号																																									
有料老人ホーム 瑞浪りおん	瑞浪市山田町128-1	67-3610	67-3612																																									
(略)	(略)	(略)	(略)																																									
さてらいと日吉デ イサービス	瑞浪市日吉町4117-4	69-1055	69-1056																																									
<u>デイサービスいろ はカフェ</u>	<u>瑞浪市日吉町4702</u>	<u>51-2952</u>	<u>51-2749</u>																																									
施設名称	所在地	電話番号	FAX番号																																									
有料老人ホーム 瑞浪りおん	瑞浪市山田町128-1	67-3610	67-3612																																									
(略)	(略)	(略)	(略)																																									
さてらいと日吉デ イサービス	瑞浪市日吉町4117-4	69-1055	69-1056																																									
<u>(新規)</u>																																												
S2-02-04-01	S33-1～S33-2	S2-02-04-01 地震後に緊急点検報告する農業用ダム・ため池一覧表 <u>*別紙第8のとおり変更する。</u>	S2-02-04-01 地震後に緊急点検報告する農業用ダム・ため池一覧表	修正要旨 (17)																																								

	<table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td colspan="4"><u>(削除)</u></td></tr> <tr><td>多治見警察署</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table> <p>(3) 国土交通省中部地方整備局 (略)</p> <p>(4) 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr><th>機関名</th><th>所在地</th><th>電話</th><th>F A X</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>東海農政局岐 阜<u>県拠点</u></td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>東濃森林管理 署</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>					(略)	(略)	(略)	(略)	<u>(削除)</u>				多治見警察署	(略)	(略)	(略)	機関名	所在地	電話	F A X	東海農政局岐 阜 <u>県拠点</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	東濃森林管理 署	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td><td><u>666</u></td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td rowspan="2"><u>県立多治見病 院</u></td><td><u>多治見市前畑町5-1 61</u></td><td><u>22-5311</u></td><td></td></tr> <tr><td><u>県防災行政無線番 号</u></td><td><u>530-2-286</u></td><td></td></tr> <tr><td>多治見警察署</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table> <p>(3) 国土交通省中部地方整備局 (略)</p> <p>(4) 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr><th>機関名</th><th>所在地</th><th>電話</th><th>F A X</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>東海農政局岐 阜<u>農林事務所</u></td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>東濃森林管理 署</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>				<u>666</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>県立多治見病 院</u>	<u>多治見市前畑町5-1 61</u>	<u>22-5311</u>		<u>県防災行政無線番 号</u>	<u>530-2-286</u>		多治見警察署	(略)	(略)	(略)	機関名	所在地	電話	F A X	東海農政局岐 阜 <u>農林事務所</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	東濃森林管理 署	(略)	(略)	(略)	見 県修正意 見			
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																						
<u>(削除)</u>																																																																									
多治見警察署	(略)	(略)	(略)																																																																						
機関名	所在地	電話	F A X																																																																						
東海農政局岐 阜 <u>県拠点</u>	(略)	(略)	(略)																																																																						
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																						
東濃森林管理 署	(略)	(略)	(略)																																																																						
			<u>666</u>																																																																						
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																						
<u>県立多治見病 院</u>	<u>多治見市前畑町5-1 61</u>	<u>22-5311</u>																																																																							
	<u>県防災行政無線番 号</u>	<u>530-2-286</u>																																																																							
多治見警察署	(略)	(略)	(略)																																																																						
機関名	所在地	電話	F A X																																																																						
東海農政局岐 阜 <u>農林事務所</u>	(略)	(略)	(略)																																																																						
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																						
東濃森林管理 署	(略)	(略)	(略)																																																																						
S3-04-01-09	S-78	<p>S3-04-01-10 被害状況報告の調査・報告分担表</p> <table border="1"> <thead> <tr><th rowspan="4">路線名</th><th colspan="2">規制区間</th><th colspan="2">規制基準</th></tr> <tr><th rowspan="3">自 市 町村字 至 市 町村字</th><th rowspan="3">延長 (km)</th><th colspan="2">規制基準値 (mm)</th></tr> <tr><th>通行注意</th><th>通行止</th></tr> <tr><th>時間雨量</th><th>時間雨量</th></tr> <tr><th>連続雨量</th><th>連続雨量</th><td></td><td></td></tr> </thead> <tbody> <tr><td colspan="5">県管理道路 (県道)</td></tr> <tr><td colspan="5">(略)</td></tr> <tr><td colspan="5"><u>(削除)</u></td></tr> </tbody> </table>	路線名	規制区間		規制基準		自 市 町村字 至 市 町村字	延長 (km)	規制基準値 (mm)		通行注意	通行止	時間雨量	時間雨量	連続雨量	連続雨量			県管理道路 (県道)					(略)					<u>(削除)</u>					<p>S3-04-01-10 被害状況報告の調査・報告分担表</p> <table border="1"> <thead> <tr><th rowspan="4">路線名</th><th colspan="2">規制区間</th><th colspan="2">規制基準</th></tr> <tr><th rowspan="3">自 市 町村字 至 市 町村字</th><th rowspan="3">延長 (km)</th><th colspan="2">規制基準値 (mm)</th></tr> <tr><th>通行注意</th><th>通行止</th></tr> <tr><th>時間雨量</th><th>時間雨量</th></tr> <tr><th>連続雨量</th><th>連続雨量</th><td></td><td></td></tr> </thead> <tbody> <tr><td colspan="5">県管理道路 (県道)</td></tr> <tr><td colspan="5">(略)</td></tr> <tr><td colspan="5"><u>国管理道路 (国道)</u></td></tr> <tr><td><u>国道 21 号</u></td><td><u>土岐市泉町定林 寺 (次月峠交差 点) ~ 御嵩町美佐 野 (美佐野橋)</u></td><td><u>4.5</u></td><td></td><td><u>100</u></td></tr> </tbody> </table>	路線名	規制区間		規制基準		自 市 町村字 至 市 町村字	延長 (km)	規制基準値 (mm)		通行注意	通行止	時間雨量	時間雨量	連続雨量	連続雨量			県管理道路 (県道)					(略)					<u>国管理道路 (国道)</u>					<u>国道 21 号</u>	<u>土岐市泉町定林 寺 (次月峠交差 点) ~ 御嵩町美佐 野 (美佐野橋)</u>	<u>4.5</u>		<u>100</u>	所 管 部 (商 工 課) 修 正 意 見
路線名	規制区間			規制基準																																																																					
	自 市 町村字 至 市 町村字	延長 (km)		規制基準値 (mm)																																																																					
				通行注意	通行止																																																																				
			時間雨量	時間雨量																																																																					
連続雨量	連続雨量																																																																								
県管理道路 (県道)																																																																									
(略)																																																																									
<u>(削除)</u>																																																																									
路線名	規制区間		規制基準																																																																						
	自 市 町村字 至 市 町村字	延長 (km)	規制基準値 (mm)																																																																						
			通行注意	通行止																																																																					
			時間雨量	時間雨量																																																																					
連続雨量	連続雨量																																																																								
県管理道路 (県道)																																																																									
(略)																																																																									
<u>国管理道路 (国道)</u>																																																																									
<u>国道 21 号</u>	<u>土岐市泉町定林 寺 (次月峠交差 点) ~ 御嵩町美佐 野 (美佐野橋)</u>	<u>4.5</u>		<u>100</u>																																																																					

S3-04-01-10	S-79	S3-04-01-10 被害状況報告の調査・報告分担表					S3-04-01-10 被害状況報告の調査・報告分担表					所 管 部 (高 齢 福 祉 課) 修 正 意 見
		被害等区分	収集、報告班	調査機関、事項	調査班	協力機関	被害等区分	収集、報告班	調査機関、事項	調査班	協力機関	
		住宅等一般被害	税務班	住宅等一般被害	社会福祉班、 税務班	自治会、 民生委員・ 児童委員	住宅等一般被害	税務班	住宅等一般被害	社会福祉班、 税務班	自治会、 民生委員・ 児童委員	
		社会福祉施設被害	社会福祉班 高齢福祉班 子育て支援班	高齢者施設 児童施設 各施設	社会福祉班 高齢福祉班 子育て支援班 各幼児園班 各施設班	社会福祉協議会	社会福祉施設被害	社会福祉班 高齢福祉班 子育て支援班	老人施設 児童施設 各施設	社会福祉班 高齢福祉班 子育て支援班 各幼児園班 各施設班	社会福祉協議会	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
S3-04-01-12	S-81	S3-04-01-12 部門別被害状況等の調査報告 (1) 住家等一般被害状況の調査報告 人命、住宅の被害等の情報を収集し、災害救助その他の応急対策実施の資料とするため、次の要領で報告を行う。					S3-04-01-12 部門別被害状況等の調査報告 (1) 住家等一般被害状況の調査報告 人命、住宅の被害等の情報を収集し、災害救助その他の応急対策実施の資料とするため、次の要領で報告を行う。					災害対策 基本法改 正

S3-04-01-12	S-91	<p>S3-04-01-12 部門別被害状況等の調査報告 (11) 教育・文化施設の被害等 教育施設（私立を含む）の被害等の情報を収集し、応急対策等を実施するための基礎資料とするため、次の要領で報告を行う。</p> 	<p>S3-04-01-12 部門別被害状況等の調査報告 (11) 教育・文化施設の被害等 教育施設（私立を含む）の被害等の情報を収集し、応急対策等を実施するための基礎資料とするため、次の要領で報告を行う。</p> 	県修正意見
S3-04-03-04	S-100	<p>S3-04-03-04 非常災害時における瑞浪市と中部電力パワーグリッド（株）のホットライン 中部電力パワーグリッド（株）多治見営業所</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【大規模災害の場合】 原則：震度5弱以上、暴風警報発表時 総務グループ直通電話(防災担当) 平日 8:30～17:10 TEL 23-5508 FAX 25-8217 上記以外 TEL 080-6979-8162 FAX 24-2809</p> </div>	<p>S3-04-03-04 非常災害時における瑞浪市と中部電力パワーグリッド（株）のホットライン 中部電力パワーグリッド（株）多治見営業所</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【大規模災害の場合】 原則：震度5弱以上、暴風警報発令時 総務グループ直通電話(防災担当) 平日 8:30～17:10 TEL 23-5508 FAX 25-8217 上記以外 TEL 080-6979-8162 FAX 24-2809</p> </div>	県修正意見

S3-05-03-02	S-116	S3-05-03-02 防災(水防)倉庫物資・資機材備蓄状況 <u>*別紙第10のとおり変更する。</u>	S3-05-03-02 防災(水防)倉庫物資・資機材備蓄状況	修正要旨 (18)																																																																						
S3-05-03-04	S118	S3-05-03-04 浸水想定区域内要配慮者利用施設	S3-05-03-04 浸水想定区域内要配慮者利用施設	新規開設																																																																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名称</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>FAX番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅型有料老人ホーム ハナナギ</td> <td>瑞浪市下沖町1丁目7</td> <td>67-0637</td> <td>66-1318</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>佐々木皮フ科</td> <td>瑞浪市益見町3-5</td> <td>66-6611</td> <td>66-6612</td> </tr> <tr> <td>澤崎内科クリニック</td> <td>瑞浪市益見町1-125</td> <td>51-2952</td> <td>51-2749</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>たけのこし</td> <td>瑞浪市薬師町2丁目52</td> <td>67-2669</td> <td>44-7056</td> </tr> <tr> <td>身体づくり支援所 リラief</td> <td>瑞浪市薬師町5丁目2 1番地</td> <td>26-8383</td> <td>26-8384</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	施設名称		所在地	電話番号	FAX番号	住宅型有料老人ホーム ハナナギ	瑞浪市下沖町1丁目7	67-0637	66-1318	(略)	(略)	(略)	(略)	佐々木皮フ科	瑞浪市益見町3-5	66-6611	66-6612	澤崎内科クリニック	瑞浪市益見町1-125	51-2952	51-2749	(略)	(略)	(略)	(略)	たけのこし	瑞浪市薬師町2丁目52	67-2669	44-7056	身体づくり支援所 リラief	瑞浪市薬師町5丁目2 1番地	26-8383	26-8384	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名称</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>FAX番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅型有料老人ホーム ハナナギ</td> <td>瑞浪市下沖町1丁目7</td> <td>67-0637</td> <td>66-1318</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>佐々木皮フ科</td> <td>瑞浪市益見町3-5</td> <td>66-6611</td> <td>66-6612</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"><u>(新規)</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>たけのこし</td> <td>瑞浪市薬師町2丁目52</td> <td>67-2669</td> <td>44-7056</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"><u>(新規)</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	施設名称	所在地	電話番号	FAX番号	住宅型有料老人ホーム ハナナギ	瑞浪市下沖町1丁目7	67-0637	66-1318	(略)	(略)	(略)	(略)	佐々木皮フ科	瑞浪市益見町3-5	66-6611	66-6612	<u>(新規)</u>				(略)	(略)	(略)	(略)	たけのこし	瑞浪市薬師町2丁目52	67-2669	44-7056	<u>(新規)</u>				(略)	(略)
施設名称	所在地	電話番号	FAX番号																																																																							
住宅型有料老人ホーム ハナナギ	瑞浪市下沖町1丁目7	67-0637	66-1318																																																																							
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																							
佐々木皮フ科	瑞浪市益見町3-5	66-6611	66-6612																																																																							
澤崎内科クリニック	瑞浪市益見町1-125	51-2952	51-2749																																																																							
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																							
たけのこし	瑞浪市薬師町2丁目52	67-2669	44-7056																																																																							
身体づくり支援所 リラief	瑞浪市薬師町5丁目2 1番地	26-8383	26-8384																																																																							
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																							
施設名称	所在地	電話番号	FAX番号																																																																							
住宅型有料老人ホーム ハナナギ	瑞浪市下沖町1丁目7	67-0637	66-1318																																																																							
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																							
佐々木皮フ科	瑞浪市益見町3-5	66-6611	66-6612																																																																							
<u>(新規)</u>																																																																										
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																							
たけのこし	瑞浪市薬師町2丁目52	67-2669	44-7056																																																																							
<u>(新規)</u>																																																																										
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																							
S3-05-03-05	S-119	S3-05-03-05 岐阜県多治見土木事務所水防活動要綱抜粋 <u>*別紙第11のとおり変更する。</u>	S3-05-03-05 岐阜県多治見土木事務所水防活動要綱抜粋	県修正意見 修正要旨 (19)																																																																						
S3-06-01-06	S-131	S3-06-01-06 救助別報告事項及び内訳表	S3-06-01-06 救助別報告事項及び内訳表	所管部 (都市計画課) 修正意見																																																																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">報告事項</th> <th colspan="2">報告様式</th> <th rowspan="2">その都 度報告</th> <th rowspan="2">日報</th> <th rowspan="2">期間 指定 報告</th> </tr> <tr> <th>様式 名称</th> <th>様式 番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">住宅 応急 修</td> <td>住宅対策報告</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td>○5日以内</td> </tr> <tr> <td>住宅応急修理 該当世帯報告</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td>○5日以内</td> </tr> <tr> <td>着工報告(市委)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	報告事項		報告様式		その都 度報告	日報	期間 指定 報告	様式 名称	様式 番号	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	住宅 応急 修	住宅対策報告	(略)			○5日以内	住宅応急修理 該当世帯報告	(略)			○5日以内	着工報告(市委)	(略)		○		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">報告事項</th> <th colspan="2">報告様式</th> <th rowspan="2">その都 度報告</th> <th rowspan="2">日報</th> <th rowspan="2">期間 指定 報告</th> </tr> <tr> <th>様式 名称</th> <th>様式 番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">住宅 応急 修</td> <td>住宅対策報告</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td>○5日以内</td> </tr> <tr> <td>住宅応急修理 該当世帯報告</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td>○5日以内</td> </tr> <tr> <td>着工報告(町委)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	報告事項	報告様式		その都 度報告	日報	期間 指定 報告	様式 名称	様式 番号	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	住宅 応急 修	住宅対策報告	(略)			○5日以内	住宅応急修理 該当世帯報告	(略)			○5日以内	着工報告(町委)	(略)		○											
報告事項	報告様式			その都 度報告	日報	期間 指定 報告																																																																				
	様式 名称	様式 番号																																																																								
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																					
住宅 応急 修	住宅対策報告	(略)			○5日以内																																																																					
	住宅応急修理 該当世帯報告	(略)			○5日以内																																																																					
	着工報告(市委)	(略)		○																																																																						
報告事項	報告様式		その都 度報告	日報	期間 指定 報告																																																																					
	様式 名称	様式 番号																																																																								
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																					
住宅 応急 修	住宅対策報告	(略)			○5日以内																																																																					
	住宅応急修理 該当世帯報告	(略)			○5日以内																																																																					
	着工報告(町委)	(略)		○																																																																						

		理 託分)						理 託分)																																																																		
		竣工報告(市委託分)	(略)	(略)		○		竣工報告(町委託分)	(略)	(略)		○																																																														
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																													
S3-06-06-01	S-153	S3-06-06-01 本部員会議での決定事項 <input type="checkbox"/> 総合住宅対策の策定 <input type="checkbox"/> 応急仮設住宅建設予定世帯の選定 <input type="checkbox"/> 住宅応急修理予定世帯の選定 <input type="checkbox"/> 障害物除去予定世帯の選定 <input type="checkbox"/> 公営住宅及び仮設住宅建設予定地の選定 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>						S3-06-06-01 本部員会議での決定事項 <input type="checkbox"/> 総合住宅対策の策定 <input type="checkbox"/> 応急仮設住宅建設予定世帯の選定 <input type="checkbox"/> 住宅応急修理予定世帯の選定 <input type="checkbox"/> 障害物除去予定世帯の選定 <input type="checkbox"/> 公営住宅及び仮設住宅建設予定地の選定 <input checked="" type="checkbox"/> <u>災害復興住宅建設補修資金の債務保証の可否</u> <u>※災害復興住宅建設補修資金の債務保証については、市議会の議決を得る。</u>						所管部 (都市計画課)修正意見																																																												
S3-06-06-02	S-154	S3-06-06-02 住宅に関する諸制度 <u>*別紙第12のとおり変更する。</u>						S3-06-06-02 住宅に関する諸制度						所管部 (都市計画課)修正意見																																																												
S3-06-07-02	S-157	S3-06-07-02 市内医療機関一覧 <p style="text-align: right;">令和4年7月1日現在</p> (1) 病院 (略) (2) 診療所 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>管理者</th> <th>電話番号</th> <th>診療科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩島医院</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>かとう眼科 <u>クリニック</u></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>とよだ小児科 <u>クリニック</u></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>広瀬 <u>クリニック</u></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>						名称	所在地	管理者	電話番号	診療科目	岩島医院	(略)	(略)	(略)	(略)	かとう眼科 <u>クリニック</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	とよだ小児科 <u>クリニック</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	広瀬 <u>クリニック</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	S3-06-07-02 市内医療機関一覧 <p style="text-align: right;">令和3年6月1日現在</p> (1) 病院 (略) (2) 診療所 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>管理者</th> <th>電話番号</th> <th>診療科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩島医院</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>かとう眼科 <u>クリニック</u></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>とよだ小児科 <u>クリニック</u></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>広瀬 <u>クリニック</u></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>						名称	所在地	管理者	電話番号	診療科目	岩島医院	(略)	(略)	(略)	(略)	かとう眼科 <u>クリニック</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	とよだ小児科 <u>クリニック</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	広瀬 <u>クリニック</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	県修正意見
名称	所在地	管理者	電話番号	診療科目																																																																						
岩島医院	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																						
かとう眼科 <u>クリニック</u>	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																						
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																						
とよだ小児科 <u>クリニック</u>	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																						
広瀬 <u>クリニック</u>	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																						
名称	所在地	管理者	電話番号	診療科目																																																																						
岩島医院	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																						
かとう眼科 <u>クリニック</u>	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																						
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																						
とよだ小児科 <u>クリニック</u>	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																						
広瀬 <u>クリニック</u>	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																						

S3-06-07-02		宮川 <u>クリニック</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	宮川 <u>クリニック</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	県修正意見
		明生 <u>クリニック</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	明生 <u>クリニック</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	
		わだ内科外科 <u>クリニック</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	わだ内科外科 <u>クリニック</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		東濃 <u>クリニック</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	東濃 <u>クリニック</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	
		塚田 <u>レディースクリニック</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	塚田 <u>レディースクリニック</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	
		金田眼科 <u>クリニック</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	金田眼科 <u>クリニック</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		東濃中央 <u>クリニック</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	東濃中央 <u>クリニック</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	
		東濃眼科	(略)	(略)	(略)	(略)	東濃眼科	(略)	(略)	(略)	(略)	
	澤崎内科 <u>クリニック</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	澤崎内科 <u>クリニック</u>	(略)	(略)	(略)	(略)		
	(3) 歯科診療所	(3) 歯科診療所					県修正意見					
	名称	所在地	管理者	電話番号	診療科目	名称		所在地	管理者	電話番号	診療科目	
	岩島歯科医院	(略)	(略)	(略)	(略)	岩島歯科医院		(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	
	ほりべ歯科 <u>クリニック</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	ほりべ歯科 <u>クリニック</u>		(略)	(略)	(略)	(略)	
	ホワイト歯科・矯正歯科	(略)	(略)	(略)	(略)	ホワイト歯科・矯正歯科		(略)	(略)	(略)	(略)	
	小木曾歯科 <u>クリニック</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	小木曾歯科 <u>クリニック</u>		(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	
	いとう歯科 <u>クリニック</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	いとう歯科 <u>クリニック</u>		(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)		

		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
		なつこ <u>デンタル</u> <u>クリニック</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	なつこ <u>デンタル</u> <u>クリニック</u>	(略)	(略)		
		ひらの歯科医院	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	ひらの歯科医院	(略)	(略)		
S3-06-10-03	S-173	S3-06-10-03 母子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付対象・内容・条件					S3-06-10-03 母子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付対象・内容・条件					県修正意見
		項目	内容				項目	内容				
		貸付機関	(略)				貸付機関	(略)				
		(略)	(略)				(略)	(略)				
		提出書類	<input type="checkbox"/> 借入希望者は、次の書類を作成して、借入希望者の居住地域を担当する県事務所に提出 ・貸付申請書 (略) ・所得証明書及び資産等証明書 ・補修計画書				<input type="checkbox"/> 借入希望者は、次の書類を作成して、借入希望者の居住地域を担当する県事務所に提出 ・貸付申請書 (略) ・所得証明書及び資産等証明書 ・補修計画書					
			・住宅計画書 ・ <u>建築基準法に基づ</u> <u>く確認済証の写</u> ・位置図、写真等				・住宅計画書 ・ <u>建築確認通知書</u> <u>の写</u> ・位置図、写真等					
S3-06-13-01	S-179	S3-06-13-01 清掃班・浄化班の編成					S3-06-13-01 清掃班・浄化班の編成					所管部 (環境課)修正 意見
		区 分		清掃班	浄化班 (し尿処理)		区 分		清掃班	浄化班 (し尿処理)		
		班 員	(略)	(略)	(略)	班 員	(略)	(略)	(略)	(略)		
		作業器具	(略)	(略)	(略)	作業器具	(略)	(略)	(略)	(略)		
		車 両	<u>2 tトラック</u> <u>(削除)</u> パッカー車		<u>3</u> <u>(削除)</u> 1 1	<u>トラック (2 t車)</u> <u>ユニック付ダンプ 2 t</u> パッカー車		<u>1</u> <u>3</u> 1 1	(略)			

S3-08-02-01	S-190	<p>S3-08-02-01 電力施設の応急対策</p> <p>災害時の市地域における電力に関する応急対策は、中部電力 <u>パワーグリッド</u> 株式会社（以下「中部電力 <u>パワーグリッド</u>（株）」という。）の定める防災業務計画によるほか、次による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>異常発見時の通報</td> <td>□漏電による火災等災害防止のため、電線の断線や電柱倒壊等を発見した者（機関）は、速やかに中部電力 <u>パワーグリッド</u> 株多治見営業所に通報する。</td> </tr> <tr> <td>電気の保全</td> <td>□各中部電力 <u>パワーグリッド</u> 株は、災害時における電気の保安を図るため、次の処置をとる。</td> </tr> <tr> <td>被害報告</td> <td>□中部電力 <u>パワーグリッド</u> 株は、市災害対策本部が開設されているとき、市地域に発生した電力関係被害の状況を、消防総務班に報告する。</td> </tr> <tr> <td>応急復旧</td> <td>□中部電力 <u>パワーグリッド</u> 株は、被災施設の早期復旧にあたるが、必要度の高い施設を優先して復旧する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	異常発見時の通報	□漏電による火災等災害防止のため、電線の断線や電柱倒壊等を発見した者（機関）は、速やかに中部電力 <u>パワーグリッド</u> 株多治見営業所に通報する。	電気の保全	□各中部電力 <u>パワーグリッド</u> 株は、災害時における電気の保安を図るため、次の処置をとる。	被害報告	□中部電力 <u>パワーグリッド</u> 株は、市災害対策本部が開設されているとき、市地域に発生した電力関係被害の状況を、消防総務班に報告する。	応急復旧	□中部電力 <u>パワーグリッド</u> 株は、被災施設の早期復旧にあたるが、必要度の高い施設を優先して復旧する。	(略)		<p>S3-08-02-01 電力施設の応急対策</p> <p>災害時の市地域における電力に関する応急対策は、中部電力 _____ 株式会社（以下「中部電力 _____（株）」という。）の定める防災業務計画によるほか、次による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>異常発見時の通報</td> <td>□漏電による火災等災害防止のため、電線の断線や電柱倒壊等を発見した者（機関）は、速やかに中部電力 _____ 株多治見営業所に通報する。</td> </tr> <tr> <td>電気の保全</td> <td>□各中部電力 _____ 株は、災害時における電気の保安を図るため、次の処置をとる。</td> </tr> <tr> <td>被害報告</td> <td>□中部電力 _____ 株は、市災害対策本部が開設されているとき、市地域に発生した電力関係被害の状況を、消防総務班に報告する。</td> </tr> <tr> <td>応急復旧</td> <td>□中部電力 _____ 株は、被災施設の早期復旧にあたるが、必要度の高い施設を優先して復旧する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	異常発見時の通報	□漏電による火災等災害防止のため、電線の断線や電柱倒壊等を発見した者（機関）は、速やかに中部電力 _____ 株多治見営業所に通報する。	電気の保全	□各中部電力 _____ 株は、災害時における電気の保安を図るため、次の処置をとる。	被害報告	□中部電力 _____ 株は、市災害対策本部が開設されているとき、市地域に発生した電力関係被害の状況を、消防総務班に報告する。	応急復旧	□中部電力 _____ 株は、被災施設の早期復旧にあたるが、必要度の高い施設を優先して復旧する。	(略)		県修正意見
	項目	内容																										
異常発見時の通報	□漏電による火災等災害防止のため、電線の断線や電柱倒壊等を発見した者（機関）は、速やかに中部電力 <u>パワーグリッド</u> 株多治見営業所に通報する。																											
電気の保全	□各中部電力 <u>パワーグリッド</u> 株は、災害時における電気の保安を図るため、次の処置をとる。																											
被害報告	□中部電力 <u>パワーグリッド</u> 株は、市災害対策本部が開設されているとき、市地域に発生した電力関係被害の状況を、消防総務班に報告する。																											
応急復旧	□中部電力 <u>パワーグリッド</u> 株は、被災施設の早期復旧にあたるが、必要度の高い施設を優先して復旧する。																											
(略)																												
項目	内容																											
異常発見時の通報	□漏電による火災等災害防止のため、電線の断線や電柱倒壊等を発見した者（機関）は、速やかに中部電力 _____ 株多治見営業所に通報する。																											
電気の保全	□各中部電力 _____ 株は、災害時における電気の保安を図るため、次の処置をとる。																											
被害報告	□中部電力 _____ 株は、市災害対策本部が開設されているとき、市地域に発生した電力関係被害の状況を、消防総務班に報告する。																											
応急復旧	□中部電力 _____ 株は、被災施設の早期復旧にあたるが、必要度の高い施設を優先して復旧する。																											
(略)																												

《令和4年度》 瑞浪市地域防災計画新旧対照表 【様式編】

修正箇所		修正案					現計画					備考		
目次	i	様式番号	様式名称					様式番号	様式名称					修正漏れ (R3改訂)
		(略)	(略)					(略)	(略)					
		41	罹災証明書(一般)					41	<u>り</u> 災証明書(一般)					
		42	罹災証明書(商工業者)					42	<u>り</u> 災証明書(商工業者)					
		43	仮罹災証明書					43	仮 <u>り</u> 災証明書					
		(略)	(略)					(略)	(略)					
		46	避難__指示報告書					46	避難 <u>勧告</u> 指示報告書					
		(略)	(略)					(略)	(略)					
様式1号	F-1	様式1号 待機出動報告書					様式1号 待機出動報告書					県修正意見		
		日時	__年	__月	__日	気象又は 災害種別	日時	<u>平成</u> 年	__月	__日	気象又は 災害種別			
		No.	氏名	開始(登庁)時刻	終了時刻	備考	No.	氏名	開始(登庁)時刻	終了時刻	備考			
様式15号	F-16	様式15号 緊急通行車両確認証明書					様式15号 緊急通行車両確認証明書					県修正意見		
		第 号	__年	__月	__日	緊急通行車両確認証明書 岐阜県知事 氏名	第 号	<u>平成</u> 年	__月	__日	緊急通行車両確認証明書 岐阜県知事 氏名			
		(略)				(略)								

様式15号	F-16	<p>様式15号 緊急通行車両確認証明書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">第 号</td> <td style="width: 15%; padding: 5px;">_____ 年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">緊急通行車両確認証明書</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right; padding: 5px;">岐阜県公安委員会㊤</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(略)</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	第 号	_____ 年 月 日	緊急通行車両確認証明書		岐阜県公安委員会㊤		(略)		<p>様式15号 緊急通行車両確認証明書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">第 号</td> <td style="width: 15%; padding: 5px;">平成_____年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">緊急通行車両確認証明書</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right; padding: 5px;">岐阜県公安委員会㊤</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(略)</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	第 号	平成_____年 月 日	緊急通行車両確認証明書		岐阜県公安委員会㊤		(略)		県修正意見																																												
第 号	_____ 年 月 日																																																															
緊急通行車両確認証明書																																																																
岐阜県公安委員会㊤																																																																
(略)																																																																
第 号	平成_____年 月 日																																																															
緊急通行車両確認証明書																																																																
岐阜県公安委員会㊤																																																																
(略)																																																																
様式46号	F-56	<p>様式46号</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding: 5px;">避難_____指示報告書</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">_____年 月 日</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">所属職氏名印</td> <td style="width: 60%; padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding: 5px;">市 長 副市長</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding: 5px;">部 長 課 長 課長補佐 係長</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">_____指示の日時</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(略)</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding: 5px;">伝達方法</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">_____指示対象者と</td> <td style="padding: 5px;">対象者</td> <td style="padding: 5px;">避難先</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">避難先</td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(略)</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	避難_____指示報告書			_____年 月 日	所属職氏名印		市 長 副市長			部 長 課 長 課長補佐 係長			_____指示の日時			(略)			伝達方法			_____指示対象者と	対象者	避難先	避難先			(略)			<p>様式46号</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding: 5px;">避難_____勸告指示報告書</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">平成_____年 月 日</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">所属職氏名印</td> <td style="width: 60%; padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding: 5px;">市 長 副市長</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding: 5px;">部 長 課 長 課長補佐 係長</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">勸告指示の日時</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(略)</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding: 5px;">伝達方法</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">勸告指示対象者と</td> <td style="padding: 5px;">対象者</td> <td style="padding: 5px;">避難先</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">避難先</td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(略)</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	避難 _____ 勸告指示報告書			平成_____年 月 日	所属職氏名印		市 長 副市長			部 長 課 長 課長補佐 係長			勸告指示の日時			(略)			伝達方法			勸告指示対象者と	対象者	避難先	避難先			(略)			県修正意見
避難_____指示報告書																																																																
_____年 月 日	所属職氏名印																																																															
市 長 副市長																																																																
部 長 課 長 課長補佐 係長																																																																
_____指示の日時																																																																
(略)																																																																
伝達方法																																																																
_____指示対象者と	対象者	避難先																																																														
避難先																																																																
(略)																																																																
避難 _____ 勸告指示報告書																																																																
平成_____年 月 日	所属職氏名印																																																															
市 長 副市長																																																																
部 長 課 長 課長補佐 係長																																																																
勸告指示の日時																																																																
(略)																																																																
伝達方法																																																																
勸告指示対象者と	対象者	避難先																																																														
避難先																																																																
(略)																																																																

様式56号	F-66	様式56号 住宅総合災害対策報告書	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区</th> <th>分</th> <th>記号</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">住宅融資</td> <td rowspan="2">機構融資 住宅金融支援</td> <td>災害復興住宅融資</td> <td>サ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>シ</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">低所得世帯融資</td> <td>世帯更生資金</td> <td>ス</td> <td></td> </tr> <tr> <td>母子福祉資金</td> <td>セ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>ソ</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td>タ</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">既存施設収容</td> <td colspan="2">既存公営住宅入居</td> <td>チ</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">社会福祉施設収容</td> <td>ツ</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td>テ</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td></td> <td>ト</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) (略) 4 災害公営住宅と一般公営住宅 との区分が明確でないものについては{ }して一括記載する。 (略)</p>	区		分	記号	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		住宅融資	機構融資 住宅金融支援	災害復興住宅融資	サ		小計	シ		低所得世帯融資	世帯更生資金	ス		母子福祉資金	セ		小計	ソ		計		タ		既存施設収容	既存公営住宅入居		チ		社会福祉施設収容		ツ		計		テ		合計			ト		所管部 (都市計画課)修正意見		
	区		分	記号	(略)																																																			
(略)	(略)	(略)	(略)																																																					
住宅融資	機構融資 住宅金融支援	災害復興住宅融資	サ																																																					
		小計	シ																																																					
	低所得世帯融資	世帯更生資金	ス																																																					
		母子福祉資金	セ																																																					
小計		ソ																																																						
計		タ																																																						
既存施設収容	既存公営住宅入居		チ																																																					
	社会福祉施設収容		ツ																																																					
	計		テ																																																					
合計			ト																																																					
F-66	様式56号 住宅総合災害対策報告書	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区</th> <th>分</th> <th>記号</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">住宅融資</td> <td rowspan="2">住宅金融公庫融資</td> <td>災害復興住宅建設補修資金</td> <td>サ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般個人住宅災害特別資金</td> <td>シ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>ス</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">低所得世帯融資</td> <td>世帯更生資金</td> <td>セ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>母子福祉資金</td> <td>ソ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>タ</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td>チ</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">既存施設収容</td> <td colspan="2">既存公営住宅入居</td> <td>ツ</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">社会福祉施設収容</td> <td>テ</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td>ト</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td></td> <td>ナ</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) (略) 4 災害公営住宅と一般公営住宅あるいは災害復興住宅建設補修資金と一般個人住宅災害特別資金との区分が明確でないものについては{ }して一括記載する。 (略)</p>	区		分	記号	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		住宅融資	住宅金融公庫融資	災害復興住宅建設補修資金	サ		一般個人住宅災害特別資金	シ		小計	ス		低所得世帯融資	世帯更生資金	セ		母子福祉資金	ソ		小計	タ		計		チ		既存施設収容	既存公営住宅入居		ツ		社会福祉施設収容		テ		計		ト		合計			ナ		所管部 (都市計画課)修正意見
区		分	記号	(略)																																																				
(略)	(略)	(略)	(略)																																																					
住宅融資	住宅金融公庫融資	災害復興住宅建設補修資金	サ																																																					
		一般個人住宅災害特別資金	シ																																																					
	小計	ス																																																						
	低所得世帯融資	世帯更生資金	セ																																																					
母子福祉資金		ソ																																																						
小計		タ																																																						
計		チ																																																						
既存施設収容	既存公営住宅入居		ツ																																																					
	社会福祉施設収容		テ																																																					
	計		ト																																																					
合計			ナ																																																					
様式65号	F-75	様式65号 医薬品等調達要請書	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">医薬品等調達要請書</td> <td>第</td> <td>号</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>年</td> <td>月</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>日</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">発信時刻</td> <td>午前・午後</td> <td>時</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>分</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">岐阜県災害対策本部長 様</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> </table>	医薬品等調達要請書		第	号			年	月			日		発信時刻		午前・午後	時			分		岐阜県災害対策本部長 様				(略)				県修正意見																								
医薬品等調達要請書		第	号																																																					
		年	月																																																					
		日																																																						
発信時刻		午前・午後	時																																																					
		分																																																						
岐阜県災害対策本部長 様																																																								
(略)																																																								
様式65号	F-75	様式65号 医薬品等調達要請書	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">医薬品等調達要請書</td> <td>第</td> <td>号</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>平成</td> <td>年</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">発信時刻</td> <td>午前・午後</td> <td>時</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>分</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">岐阜県災害対策本部長 様</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> </table>	医薬品等調達要請書		第	号			平成	年			月	日	発信時刻		午前・午後	時			分		岐阜県災害対策本部長 様				(略)				県修正意見																								
医薬品等調達要請書		第	号																																																					
		平成	年																																																					
		月	日																																																					
発信時刻		午前・午後	時																																																					
		分																																																						
岐阜県災害対策本部長 様																																																								
(略)																																																								

様式76号	F-86	様式76号 死亡診断書（遺体検案書）	様式76号 死亡診断書（遺体検案書）	県修正意見																																																																																												
		<table border="1"> <tr> <td>氏名</td> <td></td> <td>1男 2女</td> <td>生年月日</td> <td>明治 昭和 大正 平成 <u>令和</u></td> </tr> <tr> <td>死亡したとき</td> <td colspan="4"><u>令和</u> 年 月 日 午前・午後 時 分</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">死亡の原因</td> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td>手術</td> <td>1無 2有</td> <td>手術年月日</td> <td><u>令和</u> 平成 年 月 日 昭和</td> </tr> <tr> <td>死亡の種類</td> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">外因死の追加事項</td> <td>障害が発生したとき</td> <td><u>令和</u>・平成・昭和 年 月 日</td> <td colspan="2">障害が発生したところ</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">生後1年未満で病死した場合の追加事項</td> <td colspan="4">母の生年月日 昭和 平成 <u>令和</u></td> </tr> <tr> <td colspan="4">その他特に付言すべきことがら</td> </tr> <tr> <td colspan="5">上記のとおり診断（検索）する 診断（検索）年月日 <u>令和</u> 年 月 日 本診断書（検案書）発行年月日 <u>令和</u> 年 月 日</td> </tr> </table>	氏名			1男 2女	生年月日	明治 昭和 大正 平成 <u>令和</u>	死亡したとき	<u>令和</u> 年 月 日 午前・午後 時 分				死亡の原因	(略)				手術	1無 2有	手術年月日	<u>令和</u> 平成 年 月 日 昭和	死亡の種類	(略)				外因死の追加事項	障害が発生したとき	<u>令和</u> ・平成・昭和 年 月 日	障害が発生したところ		(略)				生後1年未満で病死した場合の追加事項	母の生年月日 昭和 平成 <u>令和</u>				その他特に付言すべきことがら				上記のとおり診断（検索）する 診断（検索）年月日 <u>令和</u> 年 月 日 本診断書（検案書）発行年月日 <u>令和</u> 年 月 日					<table border="1"> <tr> <td>氏名</td> <td></td> <td>1男 2女</td> <td>生年月日</td> <td>明治 昭和 大正 平成 <u> </u></td> </tr> <tr> <td>死亡したとき</td> <td colspan="4"><u>平成</u> 年 月 日 午前・午後 時 分</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">死亡の原因</td> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td>手術</td> <td>1無 2有</td> <td>手術年月日</td> <td><u> </u> 平成 年 月 日 昭和</td> </tr> <tr> <td>死亡の種類</td> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">外因死の追加事項</td> <td>障害が発生したとき</td> <td><u> </u>平成・昭和 年 月 日</td> <td colspan="2">障害が発生したところ</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">生後1年未満で病死した場合の追加事項</td> <td colspan="4">母の生年月日 昭和 平成 <u> </u></td> </tr> <tr> <td colspan="4">その他特に付言すべきことがら</td> </tr> <tr> <td colspan="5">上記のとおり診断（検索）する 診断（検索）年月日 <u>平成</u> 年 月 日 本診断書（検案書）発行年月日 <u>平成</u> 年 月 日</td> </tr> </table>	氏名		1男 2女	生年月日	明治 昭和 大正 平成 <u> </u>	死亡したとき	<u>平成</u> 年 月 日 午前・午後 時 分				死亡の原因	(略)				手術	1無 2有	手術年月日	<u> </u> 平成 年 月 日 昭和	死亡の種類	(略)				外因死の追加事項	障害が発生したとき	<u> </u> 平成・昭和 年 月 日	障害が発生したところ		(略)				生後1年未満で病死した場合の追加事項	母の生年月日 昭和 平成 <u> </u>				その他特に付言すべきことがら				上記のとおり診断（検索）する 診断（検索）年月日 <u>平成</u> 年 月 日 本診断書（検案書）発行年月日 <u>平成</u> 年 月 日		
氏名		1男 2女	生年月日	明治 昭和 大正 平成 <u>令和</u>																																																																																												
死亡したとき	<u>令和</u> 年 月 日 午前・午後 時 分																																																																																															
死亡の原因	(略)																																																																																															
	手術	1無 2有	手術年月日	<u>令和</u> 平成 年 月 日 昭和																																																																																												
死亡の種類	(略)																																																																																															
外因死の追加事項	障害が発生したとき	<u>令和</u> ・平成・昭和 年 月 日	障害が発生したところ																																																																																													
	(略)																																																																																															
生後1年未満で病死した場合の追加事項	母の生年月日 昭和 平成 <u>令和</u>																																																																																															
	その他特に付言すべきことがら																																																																																															
上記のとおり診断（検索）する 診断（検索）年月日 <u>令和</u> 年 月 日 本診断書（検案書）発行年月日 <u>令和</u> 年 月 日																																																																																																
氏名		1男 2女	生年月日	明治 昭和 大正 平成 <u> </u>																																																																																												
死亡したとき	<u>平成</u> 年 月 日 午前・午後 時 分																																																																																															
死亡の原因	(略)																																																																																															
	手術	1無 2有	手術年月日	<u> </u> 平成 年 月 日 昭和																																																																																												
死亡の種類	(略)																																																																																															
外因死の追加事項	障害が発生したとき	<u> </u> 平成・昭和 年 月 日	障害が発生したところ																																																																																													
	(略)																																																																																															
生後1年未満で病死した場合の追加事項	母の生年月日 昭和 平成 <u> </u>																																																																																															
	その他特に付言すべきことがら																																																																																															
上記のとおり診断（検索）する 診断（検索）年月日 <u>平成</u> 年 月 日 本診断書（検案書）発行年月日 <u>平成</u> 年 月 日																																																																																																
様式85号	F-97	様式85号 号 <u> </u> 年 月 日 環境大臣 殿 瑞浪市長 廃棄物処理施設被害状況の報告について	様式85号 号 <u>平成</u> 年 月 日 環境大臣 殿 瑞浪市長 廃棄物処理施設被害状況の報告について	県修正意見																																																																																												

		標記のことについて、____年 月 日の（災害名） により （略）	標記のことについて、平成 年 月 日の（災害名） により （略）	
様式86号	F-99	様式86号 号 ____年 月 日 環境大臣 殿 瑞浪市長 災害廃棄物処理事業の報告について 標記のことについて、____年 月 日の（災害名） により （略）	様式86号 号 平成 年 月 日 環境大臣 殿 瑞浪市長 災害廃棄物処理事業の報告について 標記のことについて、平成 年 月 日の（災害名） により （略）	県修正意見
様式92号	F-105	様式92号 ____年 月 日 瑞浪市教育長 様 学校長名、公民館長、施設長 学校別被害状況報告書 （略）	様式92号 平成 年 月 日 瑞浪市教育長 様 学校長名、公民館長、施設長 学校別被害状況報告書 （略）	県修正意見
様式95号	F-108	様式95号 令和 年 月 日 岐阜県知事 様 申請者住所（法人事務所所在地） 〇〇学校（幼稚園）設置者 （略） 災害による私立学校被害状況報告書 （略）	様式95号 平成 年 月 日 岐阜県知事 様 申請者住所（法人事務所所在地） 〇〇学校（幼稚園）設置者 （略） 災害による私立学校被害状況報告書 （略）	県修正意見